

平成二十九年三月 七 日開会
平成二十九年三月 三十 日閉会

平成二十九年第一回定例会會議録

西之表市議會

平成二十九年三月第一回定例会議録

西之表市議會

平成二十九年第一回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 三月七日（火）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	五
一、会期の決定	五
一、提出議案の一括上程	六
一、市長挨拶並びに提案理由説明	六
坂元副市長	六
一、議案審議	一
一、議案第一五号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第六号）	一
神村行政経営課長説明	一
川村孝則君質疑	一
中野総務課長	一
議案第一六号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）	一
戸川健康保険課長説明	一
議案第一七号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）	一
戸川健康保険課長説明	一
議案第一八号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）	一
戸川健康保険課長説明	一
議案第一九号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）	一
福山水道課長説明	一

生田直弘君質疑	一九
福山水道課長	一九
一、日程報告	二〇
一、散会	二〇

第二号 三月十三日(月)

一、開議	二五
一、議案審議	二六
議案第一五号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算(第六号)	二六
鮫島総務文教委員長報告	二六
木原産業厚生委員長報告	二七
議案第一六号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)	二八
木原産業厚生委員長報告	二九
議案第一七号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)	二九
木原産業厚生委員長報告	三〇
議案第一八号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第五号)	三〇
木原産業厚生委員長報告	三一
議案第一九号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第五号)	三一
木原産業厚生委員長報告	三一
議案第三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三二
中野総務課長説明	三三
長野広美さん質疑	三三
中野総務課長	三三

議案第 四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三四
中野総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三四
議案第 五号	西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三五
中野総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三五
議案第 六号	西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	三六
中野総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三六
議案第 七号	西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	三七
長吉税務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三七
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	三八
長吉税務課長	・ ・ ・ ・ ・	三八
議案第 八号	西之表市国民健康保険条例税の一部を改正する条例の制定について	三九
長吉税務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三九
議案第 九号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	三九
長吉税務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四〇
議案第 一〇号	西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	四〇
長吉税務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四〇
川村孝則君質疑	・ ・ ・ ・ ・	四一
長吉税務課長	・ ・ ・ ・ ・	四二
松元経済観光課長	・ ・ ・ ・ ・	四二
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	四三
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	四四

一、再 開	．．．．．	四四
一、議案審議	．．．．．	四四
議案第一一〇号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	四四
戸川健康保険課長説明	．．．．．	四五
橋口美幸さん質疑	．．．．．	四五
戸川健康保険課長	．．．．．	四五
議案第一一二号	西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	四六
神村行政経営課長説明	．．．．．	四六
議案第一一三号	公の施設の指定管理者の指定について	四七
園田農林水産課長説明	．．．．．	四七
議案第一一四号	公の施設の指定管理者の指定について	四八
園田農林水産課長説明	．．．．．	四八
議案第二一〇号	平成二十九年度西之表市一般会計予算	四八
神村行政経営課長説明	．．．．．	四八
一、休 憩	．．．．．	五五
一、再 開	．．．．．	五五
一、議案審議	．．．．．	五五
長野広美さん質疑	．．．．．	五五
神村行政経営課長	．．．．．	五六
橋口美幸さん質疑	．．．．．	五六
議案第二一一号	平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計予算	五七

戸川健康保険課長説明	五七
橋口美幸さん質疑	六〇
戸川健康保険課長	六〇
議案第二二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	六一
吉田市民生活課長説明	六一
議案第二三号 平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	六二
園田農林水産課長説明	六二
議案第二四号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計予算	六二
戸川健康保険課長説明	六二
橋口美幸さん質疑	六四
戸川健康保険課長	六五
議案第二五号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	六五
戸川健康保険課長説明	六五
議案第二六号 平成二十九年度西之表市水道事業会計予算	六六
福山水道課長説明	六六
生田直弘君質疑	六九
福山水道課長	六九
一、日程報告	七〇
一、散 会	七〇
第三号 三月三十日(木)	
一、開 議	七五
一、諸般の報告	七六

一、議案審議	七六
議案第 三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	七六
鮫島総務文教委員長報告	七六
橋口美幸さん反対討論	七七
下川和博君賛成討論	七七
議案第 四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	七八
鮫島総務文教委員長報告	七八
議案第 五号 西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	七九
鮫島総務文教委員長報告	七九
議案第 六号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	八〇
鮫島総務文教委員長報告	八〇
橋口美幸さん反対討論	八一
田添辰郎君賛成討論	八二
議案第 七号 西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	八三
鮫島総務文教委員長報告	八三
橋口美幸さん反対討論	八四
田添辰郎君賛成討論	八四
議案第 八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	八五
木原産業厚生委員長報告	八五
議案第 九号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	八六
木原産業厚生委員長報告	八六

渡辺道大君反対討論	八七
議案第一〇号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	八七
鮫島総務文教委員長報告	八七
議案第一一号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	八九
木原産業厚生委員長報告	八九
渡辺道大君反対討論	八九
長野広美さん賛成討論	九〇
田添辰郎君賛成討論	九〇
議案第一二号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	九一
鮫島総務文教委員長報告	九一
橋口美幸さん反対討論	九二
下川和博君賛成討論	九二
一、 憩	九三
一、 再 開	九三
一、 議案審議	九三
議案第一三号 公の施設の指定管理者の指定について	九三
木原産業厚生委員長報告	九三
生田直弘君質疑	九三
木原産業厚生委員長	九四
議案第一四号 公の施設の指定管理者の指定について	九四
木原産業厚生委員長報告	九四

生田直弘君質疑	九五
一、休 憩	九五
一、再 開	九五
一、議案審議	九五
木原産業厚生委員長	九五
議案第二〇号 平成二十九年度西之表市一般会計予算	九五
鮫島総務文教委員長報告	九五
木原産業厚生委員長報告	九五
橋口美幸さん反対討論	九八
小倉初男君賛成討論	九九
田添辰郎君賛成討論	一〇〇
議案第二一号 平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計予算	一〇一
木原産業厚生委員長報告	一〇一
議案第二二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	一〇二
鮫島総務文教委員長報告	一〇三
一、休 憩	一〇三
一、再 開	一〇三
一、議案審議	一〇三
議案第二三号 平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	一〇四
木原産業厚生委員長報告	一〇四
議案第二四号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計予算	一〇四
木原産業厚生委員長報告	一〇四
和田香穂里さん反対討論	一〇六

橋口美幸さん反対討論	．．．．．	一〇六
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	一〇七
議案第二五号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	．．．．．	一〇八
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	一〇八
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	一〇八
議案第二六号 平成二十九年度西之表市水道事業会計予算	．．．．．	一〇九
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	一〇九
渡辺道大君反対討論	．．．．．	一一一
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	一一一
川村孝則君賛成討論	．．．．．	一一二
一、議案追加上程・議案審議	．．．．．	一一三
議案第二七号 馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について	．．．．．	一一三
下川議会運営委員長説明	．．．．．	一一四
中野 周君反対討論	．．．．．	一一五
橋口美幸さん賛成討論	．．．．．	一一七
長野広美さん賛成討論	．．．．．	一一八
田添辰郎君反対討論	．．．．．	一一九
川村孝則君賛成討論	．．．．．	一二二
一、閉会中の継続審査	．．．．．	一二四
一、市長挨拶	．．．．．	一二四
八板市長	．．．．．	一二四
一、議長閉会挨拶	．．．．．	一二六
永田議長	．．．．．	一二六

平成二十九年第一回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内 容
三・七	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長挨拶並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（平成二十八年度関係議案審議、質疑・委員会付託）	
八	水	委員会	平成二十八年度関係付託案件審査 総務文教委員会	
九	木	委員会	平成二十八年度関係付託案件審査 産業厚生委員会	
十	金	委員会	平成二十八年度関係付託案件審査 各常任委員会	
十一	土	休 会		
十二	日	休 会		
十三	月	本会議	議案審議（平成二十八年度関係議案審議、各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案審議（平成二十九年関係議案審議、質疑・委員会付託）	
十四	火	休 会		
十五	水	委員会	平成二十九年度関係付託案件審査 総務文教委員会	

二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
休 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会
		各特別委員会・議会運営委員会			平成二十九年 度関係付託 案件審査 各常任 委員会	平成二十九年 度関係付託 案件審査 各常任 委員会	平成二十九年 度関係付託 案件審査 産業厚 生委員会	平成二十九年 度関係付託 案件審査 産業厚 生委員会					平成二十九年 度関係付託 案件審査 総務文 教委員会

三十	
木	
本 会 議	
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、閉会中の継続審査、閉会</p>	

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 三号	西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 四号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 五号	西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 六号	西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 七号	西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 八号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 九号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一〇号	西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一一号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一二号	西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一三号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一四号	公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 一五号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	委員会付託	三月十三日原案可決

【総務文教】歳入全款、繰越明許費補正、地方債補正

歳出中 一款、二款、九款、十款（一項九目を除く）、十二款

【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款、八款、十款（一項九目）、

十一款

議案第 一六号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

議案第 一七号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）

議案第 一八号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）

議案第 一九号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）

議案第 二〇号 平成二十九年西之表市一般会計予算

【総務文教】歳入全款、債務負担行為、地方債

歳出中 一款、二款（一項十三目の一部、十七目、十八目、

十九目を除く）、三款（二項一目の一部）、七款（二項三目）、

九款（一項一目の一部を除く）、十款（二項九目を除く）、

十二款、十三款

【産業厚生】歳出中 二款（一項十三目の一部、十七目、十八目、

十九目）、三款（二項一目の一部を除く）、四款、五款、

六款、七款（一項三目を除く）、八款、九款（一項一目の一部）、

十款（一項九目）、十一款

議案第 二一号 平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計予算

議案第 二二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 二三号 平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計予算

議案第 二四号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計予算

委員会付託 三月十三日原案可決

委員会付託 三月十三日原案可決

委員会付託 三月十三日原案可決

委員会付託 三月十三日原案可決

委員会付託 三月三十日原案可決

委員会付託 三月三十日原案可決

委員会付託 三月三十日原案可決

委員会付託 三月三十日原案可決

委員会付託 三月三十日原案可決

議案第 二五号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	委員会付託	三月三十日原案可決
議案第 二六号	平成二十九年西之表市水道事業会計予算	委員会付託	三月三十日原案可決

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
-----	-------	------	-----

議案第 二七号	馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に 反対する意見書の提出について	即 決	三月三十日原案可決
---------	---	-----	-----------

本
会
議
第
一
号
（
三
月
七
日
）

本会議第一号（三月七日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君
水道課長	福山隆一君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君

平成二十九年三月七日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十九年第一回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長挨拶並びに提案理由説明

日程第五 議案第一五号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

日程第六 議案第一六号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

日程第七 議案第一七号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）

日程第八 議案第一八号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）

日程第九 議案第一九号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、三番議員竹下秀樹君、五番議員木原幸四君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る三月三日開催の議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日から三月三十日までの二十四日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日（三月二十日）までの二十四日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

大変失礼いたしました。訂正いたします。

会期は本日（三月三十日）までの二十四日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第三号から議案第二六号までを一括して上程いたします。

△市長挨拶並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、副市長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

〔副市長 坂元茂昭君登壇〕

○副市長（坂元茂昭君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成二十九年の第一回西之表市議会定例会を開催しましたところ、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。前回の臨時議会に引き続きまして、市長不在での開会となっております

ことについて御理解をいただきたいと思っております。

今年（平成二十九年）は年明け以降も全体として暖冬の傾向にあり、春の風物詩であります一番茶の収穫も前年より早くなるのではと思っております。ところでございます。

それでは、少し情勢の報告をさせていただきます。

まず、本市の基幹産業である農業の状況についてでございます。収穫後半を迎えました基幹作物のさとうきびは、恵まれた気象条件の中、十アール当たり収量が六トン四キログラム、生産量で四万一千トンが見込まれ、三年ぶりに回復基調にあります。これまでのさとうきび基金事業等や、たくさんの皆さんの御苦労が報われたことを喜ぶと思います。なお、製糖工場においては、四月十七日までの搬入計画となっております。

安納いもにつきましては、収穫が終わっておりますけれども、今年（平成二十九年）はJA系列のデータによりまして糖度はやや低目でございますけれども、十アール当たりの収量が二トン百九十三キログラム、総生産量八千四百四十六トンが見込まれております。また、でん粉原料用さつまいもにつきましても、十アール当たり収量は、昨年度対比で一七・八％の二トン三百八十三キログラムといずれも豊作を見込んでおります。

園芸作物につきましては、豆類、早掘りバレイショの収穫が最盛期を迎えています。園芸産地再生産支援事業において、次期作物の再生産等に向けた支援を講じたことにより、面積の維持が図られ、

好調な販売単価で推移をしております。

さらに、畜産につきましては、特に生産牛において、二月の競りでは若干の減となりましたけれども、依然七十万円台の後半を堅持し、好調な取引が続いております。

最後に、有害鳥獣のシカについてでございますけれども、被害防止さくの整備や捕獲を強化した結果、二月末現在のシカ捕獲数は一千八百七十四頭に達し、昨年と同時期に比べ二百七十四頭上回っており、引き続き被害防止と捕獲の二つの両輪で対策の強化を図り、農作物被害の減少に努めてまいります。

全体的には、今年度は農家の皆さんにとつて、久々に息のつける年になるのではないかと期待を寄せているところでございます。

続きまして、十二月以降のイベント等について報告をさせていただきます。

御承知のとおり、本市は平成二十七年度に健康づくり推進条例を制定をし、積極的に市民の健康づくりを推進しております。そして、その具体的な取組みといたしまして、昨年五月にあつぽくらんどに三キロメートルと五キロメートルのウォーキングコースの案内板を設置をしまして、第一回ウォーキング大会を実施したところでございます。その大会につきましては、大変好評であったことから、十二月十一日に第二回のあつぽくらんどウォーキング大会を実施をいたしました。当日は好天に恵まれ、百三名の参加のもとに、ツワブキの花や木々の緑、そして、鳥のさえずりの中、子供さんから高

齢者まで自然を満喫しながら健康づくりを楽しんでいただいております。

一月下旬から三月下旬にかけては、東京大学から体験活動として十五名が参加をし、昨年の夏に引き続き農林水産業のほか医療福祉施設や校区を受け皿として地域交流を実施中であります。

三月一日には大型客船ぱしふいっくびいなすが神戸から寄港いたしました。あいにくの雨模様となりましたけれども、四百一名の乗客があり、春の種子屋久ツアーを楽しんでいただきました。

また、先週の日曜日には、「つなぐ絆 広がれ笑顔」をテーマに、第二十八回にしのおもて市民フェアがたくさんの市民参加のもと開催をされました。舞台や展示発表、物品販売でにぎわう中、昨年、滋賀県長浜市で開催をされました日本の祭りに出演をしました洲之崎どすこい保存会による郷土芸能の披露や、また、土日にかけて昨年の国民文化祭で伝統文化として光を当てました生け花展が開催をされ、県下十七流派、約七十点の作品を堪能いただくなど、生涯学習と健康づくりに関心を持っていただいたところでございます。

三月十一日、今週の土曜日になりますけれども、スマートエコアイランド種子島シンポジウムが開催をされます。東京大学のほか、複数の大学関係者、内閣府の参事官、地元の種子島高校二年生などが参加をし、産学官の取組みを広く市民等に周知をしております。議員各位におかれましても、積極的な御参加をお願いしたいと思います。

さらに、翌日の十二日日曜日には、再度の西之表市長選の告示日となります。投票は三月十九日となりますけれども、今後四年間の西之表市政のかじ取り役を選出いただく選挙でございますので、どうかたくさんの市民の皆さんに関心を持っていただき、今回こそ新たな市長が誕生することを切に願っております。

さて、政府は平成二十九年度予算案を編成し、現在国会で審議中ではありますが、皆さん既に御承知のとおり、有人国境離島特措法が本年四月一日から施行されることに伴い、特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金五十億円などが計上をされております。国においては、さまざまな支援メニューについて一括して内示を出すことは考えていないとのことですが、離島住民の運賃低廉化等については、予算が成立すれば早い時期での内示を予定をしております、実施主体となる県及び協議会としては、四月一日からの法施行と同時に実施にも対応し得る環境の整備が求められているところでございます。このため、過日に御説明を申し上げ、離島住民の運賃低廉化に対応する準備作業について、議会の皆さんの御理解をお願いしたところでございます。

予算においても、政策的な新規事業ではありませんけれども、熊本全体としての取組みが求められております。他県の取組み状況等からも、当初予算として計上いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは、本定例会に提案をいたしました議案につきまして、御

説明をいたします。

議案全体では、条例の一部を改正する条例議案八件、新規条例制定議案一件、計画の一部変更議案一件、公の施設の指定管理者の指定の議案二件、平成二十八年度補正予算議案五件、平成二十九年度予算議案七件で、合計二十四件であります。

それぞれの議案について御説明をいたします。

まず、議案第三号及び第四号は、平成二十八年人事院勧告に伴い、西之表市長等の手当や一般職員及び一般職の任期つき職員の手当について改正をしようとするものでございます。

議案第五号は、新たな育児休業関連法律の公布及び改正に伴う必要な条例の改正を行うものです。

議案第六号は、個人情報保護及びマイナンバーの利用等に関する各法律が改正されたことに伴い、市の条例の整備を行おうとするものでございます。

議案第七号は、地方税法、地方交付税法の改正に伴い、市税条例等を改正しようとするものです。

第八号は、国民健康保険税の納入方法の改善を図るため、条例の改正を行おうとするものでございます。

第九号は、消費税増税の延期に伴い公費投入の制度が見送られたことから、西之表市介護保険条例の一部改正を行おうとするものでございます。

議案第一〇号は、地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税を

実施するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第一一号は、国において介護保険の複合型サービスが介護小規模多機能型居宅介護に名称変更となったことにより必要な条例の改正を行うおととするものでございます。

議案第一二号は、西之表市過疎地域自立促進計画について、一部議会の議決を受けるべき変更が生じたことによるものでございます。

議案第一三号及び第一四号は、指定管理期間が終了する公の施設について、新たに指定管理を行うおとするものでございます。

議案第一五号から第一九号までは、一般会計、特別会計、水道事業会計、各会計の補正予算であります。

議案第一五号、西之表市一般会計補正予算（第六号）につきましては、基本的には三月補正でありますので、実績又は実績見込みによる増減でございます。今年は、可能な限り三月補正予算で実績又は実績見込みに伴う不用額等については計上するよう努めておりまして、結果として本予算において財政調整基金に一億六千七百六十四万八千円を計上しております。

新規の増加分につきましては、主なものを御説明いたしますと、歳出において児童措置費の扶助費、教育・保育給付費が入所児童の増に伴い一千九百九十七万七千円を追加し、消防費の災害対策費の委託料として国の離島活性化交付金の追加交付決定を受け、防災行政無線通信施設設置業務に一千九百四十一万九千円を追加、そして、先ほど申し上げましたが、総務費の財産管理費の積立金、そして、

財政調整基金に一億六千七百六十四万八千円等を追加計上しております。

歳入につきましても、基本、歳出の実績見込みに応じて国庫支出金や県支出金なども減額となっておりますが、防災行政無線の設置や海岸漂着物地域対策推進など、国の追加補正に伴う事前、事業前倒しに係る分につきましては、補助金及び起債等の増額となっております。

議案第二〇号から二六号は、平成二十九年当初予算関連議案となっております。

議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算につきましては、市長不在でもあり、骨格予算としております。このため、基本的に政策的経費や普通建設事業の新規事業等は極力除いた編成となっておりませんが、市民サービスへの影響が大きいと思われるもの等につきましては計上いたしておりますので、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

平成二十九年度の一般会計当初予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ九十億六千万円としております。昨年度比較で四億七千九百万円の、率にして五%減額の予算となっております。

主な歳出で、昨年に比べ増加額の大きいもののみを説明いたします。

まず、総務管理費が昨年に比べ八千百十三万六千円増加しております。主なものは、財政管理費の積立金の西之表市ふるさと応援寄

附基金が二千万三千円増加して七千万六千円に、企画費が有人国境離島特措法の離島住民の航路・航空路低廉化事業の負担金として、新規で四千万五百万円の追加、電算管理費の委託料が自治体情報セキュリティクラウドの構築等で昨年より一千二百九万一千円の追加、地域振興費のふるさと納税参加事業者記念品発送業務など、例年より一千六百六万二千円を同じく委託料として追加をしております。

民生費、社会福祉費では、介護保険事業費が給付費等の増に伴い、繰出金が昨年より一千三百三十三万二千円増加をして、同じく障害者福祉費の扶助費も対象者又は事業量の増加のため、三千二百七十一万九千円の増加が見込まれます。また、生活保護の扶助費においても医療扶助等の増が見込まれ、昨年より二千三百六十九万九千円増やした額で計上しております。

農林水産業費では、農業費、農業委員会費が制度改革に伴い、農地利用最適推進委員の設置など、昨年予算に千二百二十三万一千円を追加、また、農業経営合理化対策事業費は、機構集積協力金の大幅な伸びと新規就農者定着促進など補助金の増加で、昨年より一千五百四十二万八千円増加となっております。

消防費では、常備消防費が三千九百八十二万九千円の増となっております。耐用年数を迎えた消防組合の救急自動車の更新を行おうとするものがございます。

教育総務費では、学校給食センター運営費の配送車や機械器具の更新など備品購入費が一千九百七十七万四千円増加となっております。

す。

続いて、歳入についてでございますけれども、市税はそれぞれの税目において、昨年より伸びを見込んでおります。市税全体で三千七百万円の税収増を予定をしております。

国庫負担金は、昨年に比べ、全体で二千四百九十六万五千円の増加、主に社会福祉費負担金の増加で、障害者自立支援給付事業や生活保護費の事業量の増加に伴うものでございます。

国及び県の補助金関係につきましては、歳出の骨格予算に対応したものとなっております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金が前年より二千万円の増加であり、財源不足に対応して基金繰入金は財政調整基金より一億七千万三千円、ふるさと応援寄附基金より三千七百七十八万五千円を繰り入れております。

最後に、起債であります。臨時財政対策債が千五百三十七万七千円増えておりますが、国の財源不足に伴い全国平均で一三％の伸びとなっているようにございます。辺地債・過疎債につきましては、六月の本予算で追加をしていきます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。御審議のほうをよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 副市長の挨拶並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議に入ります。

△議案第一五号 平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算

（第六号）

○議長（永田 章君） まず初めに、日程第五、議案第一五号、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

平成二十八年年度一般会計補正予算予算書をごらんください。

なお、詳細説明書のほうも配付をしておりますので、参考にさせていただければというふうに思います。

それでは、予算書条文をお開きください。

本案は、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第六号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億三千六百五十二万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億四千四百二十九万七千円とするものでございます。

五ページをお開きください。

第二表、繰越明許費補正については、差替えをさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

繰越明許費補正は、追加五件、総額で四千百三十六万二千円で、そのうち表二番目の地籍調査事業三千六百万円以降の四事業合わせまして四十万二千円については、それぞれの事業における国の追加補正に伴う事業の追加及び前倒しの実施でございます。十分な実施期間、事業期間がとれないということの理由等により、翌年に繰り越すものでございます。

一番上の住民基本台帳管理事務百二十六万円は、マイナンバーカードの発行等を委任しております地方公共団体情報システム機構への交付金につきまして、額の確定が三月三十一日現在の全国のカード発行数をもとに決定されることとなっているための繰越してございます。

六ページをお開きください。

第三表、地方債補正は、変更四件でございます。辺地対策事業、過疎対策事業、自然災害防止事業、災害復旧債で、事業費の確定及びそれに伴う調整によるものであります。

続いて、事項別明細書の歳出から主なものについて御説明いたしますが、三月補正でございますので、多くは実績、実績見込みに伴う補正でありますことを御了解いただきたいと思います。

まず、一八ページからお開きをください。

二款総務費、一項総務管理費は、項全体で一億五千六百五十四万八千円の追加でございます。

主なものについて御説明をいたします。

一七ページをごらんください。

十目財産管理費に一億六千六百五十二万八千円を追加しております。中身は二十五節積立金で、今回の予算調整によりまして、財政調整基金に一億六千七百六十四万八千円を増額をしております。

なお、積立金については、別途お配りしております三月補正予算資料の五ページにも現段階での状況というのをお示しをしておりますので、参考にごらんいただければというふうに思います。そこにもお示しをしておりますけれども、三月補正段階での財政調整基金の状況でございますが、十一億九千九百八十七万三千円となる見込みでございます。

続きまして、二一ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費は、項全体として四千七百二十万一千円の減額というふうになってございます。

主なものを御説明いたします。

一九ページをお開きいただきたいと思えます。すみません、お戻りいただきます。

一目社会福祉総務費が四千七百三十八万円の減額となっております。中身は、まず、十九節負担金・補助及び交付金が実績に伴いまして、低所得高齢者向け給付金が一千五十六万円、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金四百二十万円と補助金で一千六百三十九万二千円の減額となっております。

二〇ページをごらんください。

二十八節繰出金です。国民健康保険特別会計への繰出金で、財政補填分が三千万円の減額となっております。これによりまして、補正後の財政補填分は二億五千万円になる見込みでございます。

九目障害者福祉費は、五百八万三千円の追加でございます。中身の主なものについてですが、二十節扶助費で二一ページにかけてご紹介いただきたいと思いますと思いますが、特に障害者自立支援給付事業の生活介護が一人当たりの給付費の増額等に伴い増えておりまして、全体で五百十六万六千円の追加となっております。

次は、同款二項児童福祉費ですが、全体として九十六万一千円の減額でございますけれども、二目ひとり親福祉費が八百九十六万五千円の減額、これは二十節扶助費で児童扶養手当の全部支給者が予想より伸びなかったことによるものでございます。三目児童措置費が、逆に八百六十一万三千円の追加というふうになってございますが、同じく二十節扶助費の教育・保育給付費の入所児童の増加に伴いまして一千百九十七万七千円を追加するものでございます。

二三ページをお開きいただきたいと思えます。

四款衛生費、一項保健衛生費は、項全体で八百五十五万九千円の減額となっております。主なものは、十二目上水道施設費で、二十八節繰出金の水道事業会計への繰出金で、消火栓分七百八十万六千円の減額に伴うものであります。

続きまして、二五ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費は、項全体で二千七百七十九万三

千円の減額としております。主なものについて御説明をいたします。戻りまして、二四ページをお開きいただきたいと思えます。

三目農業振興費で三千五百五十万三千円減額しております。十九節負担金・補助及び交付金で、園芸産地再生産支援事業一千八百四十九万二千円の減額など、実績に伴う補助金の減額でございます。

二五ページをお開きください。

四目農業経営合理化対策事業費の四百六十二万円の追加は、主に十九節負担金・補助及び交付金の機構集積協力金の増に伴うものでございます。

二六ページをごらんください。

同款三項水産業費は、項全体で九百四十七万八千円を減額しております。主なものは、四目漁港建設費、十三節委託料で、補助を受けて湊漁港の点検・維持管理計画書を作成予定としておりましたけれども、事業不採択によりまして九百万円を減額するものでございます。

二八ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費は、項全体で一億三千九百九万円の減額でございます。中身は二七ページをごらんください。二目道路橋梁維持費が三千九万八千円、三目道路新設改良費が一億八百九十九万二千円、それぞれ減額でございます。いずれも社会資本整備総合交付金事業の減額内示によりまして、事業規模の縮小及び取りやめを行ったものでございます。中身的には、十三節委託料、十

五節工事請負費、十七節公有財産購入費、二十二節補償・補填及び賠償金が減額ということになってございます。

同じく二八ページの下段になります。

同款五項港湾費は、項全体で二千百十二万三千円の減額となっております。これは主に二目港湾建設費で、十九節負担金・補助及び交付金の県港湾事業の負担金の変動したことに伴う減額となっております。

二九ページをお開きください。

九款一項消防費は、項全体で二千九十六万三千円を追加しております。主なものは、四目災害対策費に一千九百六十五万六千円を追加しておりますけれども、これは防災行政無線デジタル化設置事業の実施計画策定事業、策定業務につきまして、本年度の離島活性化交付金の追加補助交付決定を受け、委託料一千九百四十一万九千円について予算化したものでございまして、平成二十九年への繰越事業となるものでございます。

続いて、三四ページをお開きください。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費は、二目現年発生補助災害復旧費で三千六万四千円を減額しています。主なものは、十五節工事請負費で、四件の災害復旧工事の実績見込みに伴う減額でございます。

続いて、歳入について御説明をいたします。

九ページをお開きください。

一款市税、二項一目固定資産税に八百六十五万一千円を増額しております。調停の増が見込まれることによるものでございます。

六款一項一目地方消費税交付金一千八百八十九万七千円の追加は、交付決定に伴うものであります。

一〇ページ、十三款国庫支出金から、一二ページの県支出金につきましては、各事業の歳出に対応して歳入分を調整いたしております。

最後になります。

一五ページをご覧ください。

二十款一項市債は、二千二百五十万円を減額しております。一四ページから一五ページにかけて、それぞれの事業費の変更及び調整に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いをいたします。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 川村孝則君〕

○六番（川村孝則君） 今、行政経営課長から説明いただきましたけれども、総務課長が担当だと思いますが、九款の、歳出九款の消費費の関係で、消費費の関係ですけれども、防災行政無線のデジタル化の問題ですが、私自身が所管外ですので、ちよつとここで伺いたしたいんですけれども、昨年からデジタル化の問題でいろいろ一般質問等で議論させていただきましたが、当初の計画では年度末と、

平成二十八年度年度末でこのデジタル化の問題については、一定程度の決定をしたいというふうな受けとめ方を私はしておったわけです。

今ほど、行政経営課長の説明を聞けば、離島活性化交付金の追加補助を受けてというふうな説明もございましたけれども、端的に言えば、これは明許繰越費になっていきますが、補助金も受けた形で平成二十九年度に持ってきたというふうに理解をしてよろしいのか。

それと、私が昨年、一般質問等で申し上げてきたのは、コミュニケーションFMラジオ事業は、この間どのように検討、協議・検討されたのかということですね、経過をですね、ぜひ、私、所管外ですので、ちよつと教えていただきたい。

それから、いつごろからこのデジタル化の設置事業は始まっているのかというのか、そこを見込み等も含めてですけれども、その辺もちよつと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（永田 章君） ちよつとお待ちください。川村議員、そのFMの関係は、ちよつとこの関係、質疑はちよつと違うと思いますが、課長が、課長が答弁するとすれば、中野総務課長。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今ほど議員のほうからご質問ございましたけれども、繰越明許ということ、一千九百万円程度繰り越すわけでございますけれども、平成二十八年度末までに基本構想、基本設計について完了する見込

みでございます。そして、次年度、平成二十九年度においては、実
施設計、その部分について繰越しをすることとでございます。

それと、コミュニティFMの件につきましては、コミュニティFM
Mの関連の検討部会を開催し、その活用含めて検討を今している段
階でございます。

それと、整備の完成年度でございますが、現在のところ、平成三
十年度からその施設整備に入りまして、平成三十一年度内に完成を
予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。ほかに質疑はありません
か。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して各所管常任委員会に付託いたし
ます。

△議案第一六号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第一六号、平成二十
八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題と
いたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 本案は、平成二十八年度西之表市
国民健康保険特別会計補正予算（第五号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百四万六千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億八千六百
一万八千円とするものです。補正の主なものにつきましては、歳出
から御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四
節共済費までの減額は、係内の担当替えに伴う減額です。

二款保険給付費、一項療養諸費の減額は、医療費推計による補正
であります。

八ページをお開きください。

三款後期高齢者支援金から七款共同事業拠出金までは、交付決定
通知等による補正でございます。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金二百六
十三万七千円の減額は、国・県負担金の返納金額の確定によるもの
です。

次に歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から七款共同事業交付金につきましては、歳出の
保険給付費等の補正及び交付決定通知に伴うものでございます。

六ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、説明欄、財政補填分三千万円の減額は、主に共同事業分拠出金及び退職被保険者療養給付費等が減額になったことに伴うものでございます。これにより補正後の額は、二億五千万円になります。

十一款諸収入、四項雑入、一目一般被保険者第三者納付金百十六万五千円の追加は、国保連合会通知によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一七号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第一七号、平成二十

八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第

五号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千百九十八万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億五千百七十六万円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

八ページをお開きください。

八ページから十一ページにかけての二款保険給付費の追加及び減額は、給付見込みによる補正でございます。

一二ページをお開きください。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業・任意事業費、四目生活支援体制整備事業三百四万円の減額は、主に説明欄、臨時雇用者賃金の減額によるものです。

三項介護予防・生活支援サービス事業、一目サービス事業費八万九千円の減額も、主に説明欄、臨時雇用者賃金の減額に伴うものでございます。

二目介護予防ケアマネジメント事業費五百七十九万五千円の減額は、主に説明欄、十三節委託料の説明欄、介護予防ケアマネジメント計画事業費二百五十八万円、十九節負担金・補助及び交付金、説明欄、介護予防ケアマネジメント計画事業費二百四十一万七千円の減によるものでございます。

一三ページをごらんください。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目準備積立金を三百二十八

万四千円減額しております。この積立てにより、今年度末の基金残高は三千六百五十一万七千円となる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

四款国庫支出金から八款繰入金、一項一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に伴うものでございます。

七ページをごらんください。

基金繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金三千三十二万三千円の減額は、国庫支出金の追加交付等による減額により減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一八号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一八号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百八十八万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千四百九十二万円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費八万五千円の減額は、係内の担当替えに伴う補正でございます。

二款一項一その後期高齢者医療広域連合納付金百七十九万五千円の減額は、説明欄、保険基盤安定分担金の実績通知に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金八万五千円の減額は、歳出の人件費の補正に伴うものでございます。

二目保険基盤安定繰入金百七十九万五千円の減額は、実績通知による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一九号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予

算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一九号、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）であります。

予算書条文をお開きをください。一ページでございます。

第二条につきましては、収益的収入及び支出の補正であります。

収入の事業収益を百二十八万円減額をして、四億五千八百七十七万円とし、支出の事業費を六百七十二万円増額をして、四億五千七百八十八万九千円とするものであります。

第三条は、資本的収入及び支出の補正であります。

平成二十八年西之表市水道事業会計の補正予算（第三号）、第二号、本文括弧書き中、「不足する額一億六千二百万円は、過年度

分損益勘定留保資金一億四千八百八十五万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額千二百六十九万九千円で補填するものとする」につきまして、「不足する額一億六千七百七十万円は、過年度分損益勘定留保資金一億五千五百四十一万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額六百二十八万五千円で補填するものとする」に改め、次のページでございます。資本的収入を三百八万四千円増額し二億八千七百五十三万円とし、資本的支出を三百七十六万四千円増額し四億四千九百二十三万円とするものであります。

内容につきましては、八ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書でございます。

収益的収入の一款事業収益、一項営業収益、三目その他の営業収益、三節一般会計負担金百四十万円の減額につきましては、消火栓に関する経費の決算見込みによる減額でございます。

二項営業外収益、二目一節の他会計補助金二万一千円の増額は、基礎年金に係る公的負担に要する経費の増額見込みによるものでございます。

三項特別利益、二目一節の過年度分損益修正額の増額は、損失処理をいたしております過年度分の水道料金の収納見込み額の補正でございます。

収益的支出の一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費の十二万円の増額につきましては、三節賃金及び十九節修繕費の減額

の合計額となっております。

二目配水及び給水費、十九節修繕費百四十万円の減額は、消火栓の維持に要する経費の決算見込みによる減額でございます。

二項営業外費用、二目一節の消費税及び地方消費税は、決算見込みによる消費税及び地方消費税の増加見込み額でございます。

九ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の執行計画書であります。

収入につきましては、一款資本的収入、二項負担金、二目他会計負担金、一節一般会計負担金六百四十万六千円の減額につきまして、消火栓に要する経費の決算見込みによる減額によるものであります。

三項企業債、一目一節の企業債四百七十万円の増額は、国上地区簡易水道に対する平成二十八年年度の生活基盤施設耐震化等交付金の追加交付がなされることになったため、補助金以外の事業費に充てるため計上をいたしております。

四項補助金、一目国庫補助金、一節生活基盤施設耐震化等交付金四百七十九万円の増額は、国上地区簡易水道に対する平成二十八年年度の生活基盤施設耐震化等交付金が交付されることになったものにより計上をいたしております。

支出につきましては、一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費、三節工事請負費三百七十六万四千円の増額の内訳につきましては、国上地区生活基盤施設耐震化等交付金事業七百七万円の

増、武部地区簡易水道統合整備につきましては五十万六千円の減、深川地区簡易水道統合整備につきましては二百八十万円の減、それぞれの事業費の増減の見込み額の合計額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑はありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 所管以外です。

○議長（永田 章君） 起立、起立お願いします。

○一二番（生田直弘君） はい。所管以外ですのでちょっと教えてください。こちらの起債、固定負債のところと流動負債のところ、合わせてですね、起債残高が約十、約二十億弱の金額になっておりますけれども、これは起債の本数ですね、と、それぞれの借入れをしております金利水準、期間と合わせて教えていただけますでしょうか。

○水道課長（福山隆一君） すみません、利率のことでございます。すみません、これにつきましては、一本、二本ではなくてですね、数十本の起債ですね、一番安いものを選択してさせていただいておりますので、何十万円単位のものから何千万円単位のものまでありますので、一本ではなくて各年度ごとに起債をしております。それで、国のほうの中で一番利率の安いやつを選択しておりますので、それについて必要であれば一覧表で御提示、決算のときにはそ

ういう資料を添付をさせていただいておりますので、それで見えていただければというふうに思っております。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一二番（生田直弘君） はい。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす八日から十日は各常任委員会で議案審議です。十一日と十二日は休会、十三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案等審議であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午前十時五十二分散会

本
会
議
第
二
号
（
三
月
十
三
日
）

本会議第二号(三月十三日)(月)

◎出席議員(十六名)

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員(〇名)

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

副市長 坂元茂昭君
教育長 立石望君
会計管理者兼
会計課長 美園博行君
総務課長兼
選管書記長 中野哲男君
行政経営課長 神村弘二君
市民生活課長 吉田孝一君
財産監理課長 前田秀夫君
地域支援課長 大瀬浩一郎君
税務課長 長吉輝久君
健康保険課長 戸川信正君
経済観光課長 松元明和君
農林水産課長 園田博己君
建設課長 濱上喜美男君
水道課長 福山隆一君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君

平成二十九年三月十三日午前十時開会

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 日程第 一 | 議案第一五号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第六号） | 日程第一〇 | 議案第七号 西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 二 | 議案第一六号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号） | 日程第一一 | 議案第八号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 三 | 議案第一七号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号） | 日程第一二 | 議案第九号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 四 | 議案第一八号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号） | 日程第一三 | 議案第一〇号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について |
| 日程第 五 | 議案第一九号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第五号） | 日程第一四 | 議案第一一号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 六 | 議案第三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | | |

日程第一五 議案第一二二号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部

変更について

日程第一六 議案第一三三号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一七 議案第一四号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第一八 議案第二〇号 平成二十九年西之表市一般会計予算

日程第一九 議案第二一号 平成二十九年西之表市国民健康保険

特別会計予算

日程第二〇 議案第二二二号 平成二十九年西之表市交通災害共済

事業特別会計予算

日程第二一 議案第二二三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場

特別会計予算

日程第二二 議案第二四号 平成二十九年西之表市介護保険特別

会計予算

日程第二三 議案第二五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医

療保険特別会計予算

日程第二四 議案第二六号 平成二十九年西之表市水道事業会計

予算

△議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△議案第一五号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算

（第六号）

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第一五号、平成二

十八年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議

案第一五号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第六号）

について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億三千六百

五十二万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三

億四千四百二十九万七千円とするものです。

繰越明許費補正は追加五件であります。

住民基本台帳管理事務は、マイナンバーカードの発行等に係る額

の確定が、今月末現在の全国のカード発行数をもとに決定されるこ

とから、翌年に繰り越されるものです。

地籍調査事業及び海岸漂着物地域対策推進事業については、国の

補正予算に対するものです。

畜産基盤再編総合整備事業については、十二月のTPP関連によ

る補正により事業枠が拡大したため、繰越しして対応することとし

たものです。

防災行政無線設置事業については、平成二十八年度の離島活性化

交付金の追加交付決定を受け、平成二十九年度に予定していた実施計画策定業務について、予算上、前倒しして、翌年に繰り越して実施するものです。

地方債の補正は変更四件で、辺地対策事業、過疎対策事業、自然災害防止事業、災害復旧債で、事業費の確定に伴う調整によるものです。

次に、歳入から説明いたします。

市税の増額は固定資産税に係るもので、当初より調定額の増が見込まれることから、三カ年平均の徴収率も勘案し、計上したものとことです。

地方消費税交付金は、二月に三月交付分が決定したことによるものです。

災害復旧費国庫負担金及び農林水産費県補助金の減額は事業確定に伴うもので、災害復旧事業は、道路一件、河川三件です。

土木費国庫補助金は道路建設費補助金で、社会資本整備総合交付金の確定によるものです。

消防費国庫補助金は、離島活性化交付金により、防災行政無線デジタル化事業における実施計画に対応しており、平成二十八年度国の追加補正予算確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

議会費の減額は、議員の辞職による議員報酬の減額によるものです。

人事管理費では、職員採用に係る応募者の減等により、委託料を減額しております。

財政調整基金の増額は、今回の補正により、歳入歳出差引額を全額積み立てるものです。

地域振興費の減額は、自治会再編及び定住促進に係る補助金の減額によるものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案第一五号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第六号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

補正内容につきましては、各種事業における実績確定、決算見込みによる補正が主なものです。

民生費について。

老人福祉費の減額は、高齢者等配食サービスの委託料のサービス提供の実績見込みによる減額が主なものです。

介護保険事業費、委託料の減額は、介護予防マネジメント計画作成と元気度ポイントアップ交換金で対象者が見込みにより少なかったことによるものです。

衛生費について。

保健衛生総務費は負担金補助及び交付金の、産婦人科医療組合負担金は組合の決算見込みにより減額となっています。

農林水産業費について。

農業振興費は、負担金補助及び交付金の減額が主なものです。補助金の減額の主なものについては、鳥獣被害防止総合対策整備補助金、園芸産地再生産支援事業補助金などで、入札執行残による事業費の確定に伴うものです。

商工費について。

商工振興費の減額は、昨年実施されました熊毛地域特産品コンクリールの事業調査業務に係る負担分ですが、県が実施し経費が発生しなかったため、減額するものです。

土木費について。

道路橋梁費は、道路新設改良費の工事請負費、公有財産購入費の減が主なもので、社会資本整備総合交付金の減額内示によるものです。

また、港湾建設費の減額は、県営港湾整備事業の負担金が事業費確定に伴い減額となったものです。

災害復旧費について。

農地五件、施設六件の農林水産施設の災害復旧費の実績見込みによる減額と、道路一件、河川三件の入札執行残等による公共土木施設災害復旧費の減額です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は、原案可決とのことであり、各所管常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一六号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第一六号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一六号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）につきまして、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百四万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十一億八千六百一十八千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出の一般管理費の減額は、係内の担当替えに伴う減額です。

保険給付費の療養諸費の減額は、医療費推計によるものです。

諸支出金について、償還金の減額は、国・県負担金の返納金額の確定によるものです。

歳入について、国庫支出金から共同事業交付金については、歳出の保険給付費等の補正及び交付決定通知に伴うものです。

一般会計繰入金の減額は、抛入金及び退職被保険者療養給付費の減額に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一七号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第一七号、平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一七号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千九百九十八万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億五千七百七十六万円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から説明いたします。

一般管理費の増額は、職員の時間外勤務手当が主なものです。

介護サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などの保険給付費の追加及び減額は、給付実績によるものです。

地域支援事業費の減額は、介護予防ケアマネジメント事業費の減が主なものです。

次に、歳入について、国庫支出金から一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に伴うものです。

基金繰入金金の減額は、国庫支出金の追加交付等により減額するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものととして決しました。

なお、総合支援事業が早期に導入されていますが、人材の確保に

も苦慮していることが見受けられます。職員の負担増も懸念されます。サービスの利用者が利用しやすいよう円滑に進められているか精査していただくこと、また、よりよい形で事業が行われるよう、適正な職員配置にも努めていただくことを要望いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一八号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第一八号、平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一八号、平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百八十八万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千四百九十二万円とするものです。

補正の主なものについて、歳出の一般管理費の減額は、係内の担当替えに伴うものです。

後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、保険基盤安定分担金の実績通知に伴うものです。

歳入については、一般会計繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額は、歳出の補正に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一九号 平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第一九号、平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一九号、平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算（第五

号)について、審査の結果を報告いたします。

第二条については、収益的収入及び支出の補正で、収入の事業収益を百二十八万円減額して四億五千八百七十七万円とし、支出の事業費を六百七十二万円増額して四億五千七百八十八万九千円に改めるものです。

第三条は、不足する額を補填する過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額を改め、資本的収入を三百八万四千円を増額し、二億八千七百五十三万円とし、資本的支出を三百七十六万四千円増額し、四億四千九百二十三万円とするものです。

内容について説明いたします。

収益的収入の一般会計負担金の減額は、消火栓に関する経費の決算見込みによる減額です。

収益的支出の消費税及び地方消費税は、増加見込み額です。

資本的収入の国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金の増額は、国上地区簡易水道に対する平成二十八年度分の生活基盤施設耐震化等交付金が追加交付されることによるものです。

資本的支出の施設改良費の内訳は、国上地区生活基盤施設耐震化等交付金事業、武部地区、深川地区簡易水道統合整備に係る事業費の増減見込み額の合算額です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第六、議案第三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） それでは、議案書の一ページをお開きください。

議案第三号は、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成二十八年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に準じ、特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律が改定されたことで、期末手当の支給率を増率したことに伴う支給割合について、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について御説明をいたします。

西之表市長等の給与等に関する条例第四条第二項において、増率した期末手当○・一月分を、平成二十九年以降において、六月期及び十二月期に、それぞれ○・〇五月分ずつ均等に配分しようとするものであります。

したがって、期末手当の支給率は、六月期一・五〇月分を一・五五分分に、十二月期分一・七五分分を一・七〇月分の年間三・二五分分となります。

附則は施行期日で、平成二十九年四月一日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） これで実質的な金額の変動幅がどういふふうになるのかというのが一点。

あとそれから、市長、これは特別職ですけれども、人事院勧告に基づくと御説明でしたけれども、市長自ら、今回不在でいらっしやいますが、政治判断ですね、御自分の給与水準等についても、これまで過去には御自分で判断されたというふうなこともありまして、今回提案される部分について、その点について市長の判断を待たずに提案されるということについては、どのような協議がなされたのか、それについて説明をお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

まず一点目でございますが、金額についてでございますが、三役合わせまして、この人事院勧告による影響額については、約二十四万九千円となります。

それと、あと給与水準のことについての御質問でございますけれども、あくまでも給与水準につきましては、それぞれ特別職の報酬審議会のほうで審議をしていただくと、諮問をするということでございますので、御承知のとおり、現在市長がおられませんけれども、そのことについては協議いたしておりませんが、この決定については、昨年の議会中に○・一月分の増率については承認をいただいておりますので、その分の配分率を変えらるということでございますが、総額的には変わってございません。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 議案書二ページをごらんください。

議案第四号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成二十八年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について御説明をいたします。

第一条の西之表市職員の給与に関する条例の一部改正中、三ページ中段にかけては、扶養手当の改正についてであります。

配偶者に係る扶養手当について、民間企業及び公務における扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者については、現行一万三千円とされている手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の六千五百円に減額をし、一方で、子に係る扶養手当については、子に要する経費の実績や我が国全体として少子化対策が推進されていることを考慮して、現行の六千五百円から一万円に引き上げようとするものであります。

なお、四ページの附則第二項により、平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例を規定しております。

次に、三ページ中段以降についてであります。

西之表市職員の給与に関する条例第十六条第二項は、民間との特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を再任用職員以外については○・一月分引き上げ四・三月に、再任用職員は○・○五月引き上げ二・二五月と改正をしたところでございます。

引上分については勤勉手当に配分することとされ、今年度については十二月期の勤勉手当に配分したところでありますが、平成二十九年以降の六月期及び十二月期の勤勉手当が均等になるよう配分しようとするものであります。

附則第十五項中、附則第十二項の規定が適用される平成三十年三

月三十一日までの間、六級で五十五歳以上の職員については、給与月額を〇・五％カットした額が支給対象額となる額を定めており、実際に減額される率を定めるものであります。

次に、第二条の西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第一条第四項については、一般職等の特別給同様、支給割合を〇・一月分引き上げ、三・二五月と改正をしたところであります。引上分については期末手当に配分されることとされており、平成二十九年以降、六ヶ月及び十二月期の期末手当が均等になるよう配分しようとするものであります。

四ページの附則第一項は施行期日で、平成二十九年四月一日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五号 西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西

之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第五号、西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 議案書七ページをお開きください。

議案第五号は、西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護休暇の分割取得及び介護時間の新設並びに法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象として範囲が拡大されたため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について御説明をいたします。

第一条は、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、将来における法律上の親子関係の構築に向け、実際に養育が開始されている等、これに準じるときも育児休業制度等の対象とすることが適当であることから、改正しようとするものであります。

次に、八ページ中段以降、第二条の西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の二につきましては、育児を行う職員の早

出遅出勤務の対象となる子の範囲について、現状では法律上の親子関係がある子に限られているものを、法律上親子関係に準ずると言えるような関係にある子にも拡大しようとするものであります。

具体的には、特別養子縁組の監護期間中の子、児童福祉法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童、またこれらに準ずる者として、同条第二項に規定する両親里親である職員に、同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童となっております。

同条第二号においては、第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員についても準用することとしております。

また、第八条の三においては、育児等を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についても、職員が養育する子の範囲を拡大することとしております。

第十一条は、介護時間の新設であります。日常的に介護ニーズに対応するため、職員が介護のために勤務をしないことが相当であると認められる場合、一日につき二時間を超えない範囲で、連続する三年までの期間、職員が勤務しないことを長が承認する仕組みを創設するものであります。

第十五条は、介護休暇の分割取得を可能にするための改正であります。介護休暇を請求できる期間は、要介護者における一の要介護状態ごとに連続する六月の期間内とされていることから、一旦介護休暇の期間が開始されると、要介護の状態の変化いかんにかかわらず、また、職員の実際の休暇の取得状況にかかわらず、六月を経過した後は改めて介護休暇を取得することはできなかつたため、今回の改正により、一の要介護状態ごとに合計で六月以内との期間を維持しつつ、介護休暇を請求できる期間を三回の範囲内で分割取得できるようにしようとするものでございます。

附則は施行期日で、平成二十九年四月一日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 議案書一一ページをお開きください。

議案第六号は、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について御説明をいたします。

第二条の改正は、定義規定の改正で、個人情報には電磁的記録や個人識別符号が含まれることとする個人情報の定義の明確化、指紋情報や顔認識情報等の身体の一部の特徴を電子的に変換した符号や旅券番号等の個人に発行されるカードの書類の記載又は電磁的に記載された符号等を個人識別番号と、個人の人種、信条、病歴等を要配慮個人情報と定義をするものであります。

第四条を第四条の二とし、第三条の次に第四条を加える改正は、要配慮個人情報の収集は、法令等に定めがある場合または審議会が事務の目的のため必要かつ欠くことができないと認められる場合以外できないことを規定するものでございます。

第十一条の改正は、個人情報取扱事務の届け出事項に要配慮者個人情報が含まれる場合を追加する規定を規定するものでございます。第十四条及び第十五条の改正は、開示請求があつた場合の不開示情報に個人識別情報を追加する規定です。

第十八条以降、改正による条文等その整理について、それぞれ規定をしております。

附則第一項は、施行期日を平成二十九年五月三十日とし、附則第二項は、西之表市情報公開条例の定義規定と本条例の定義規定の整合性を図る西之表市情報公開条例の一部改正の規定です。

附則第三号は、本条例第二条に第二項及び第三項を追加し、以後の項が二項ずつ繰り下げられたことによる西之表市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する規定です。

附則第四項は、要配慮個人情報を含む新条例第一条第一項の規定の適用についての経過措置を置く規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七号 西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を

改正する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第七号、西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○**税務課長（長吉輝久君）** 御説明いたします。

議案書の一四ページをお開きください。

議案第七号、本案は、西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、消費税率の引上時期の延期に伴う税制上の措置の施行期日及び適用年度等の変更によるもので、第一条の西之表市税条例（昭和四十七年西之表市条例第六号）の附則第七条の三の二は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するために改めるものです。

次に、第二条は、平成二十八年西之表市条例第十六号で改正を行った西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を再度改正するもので、第一条中、附則第十六条は、軽自動車税の税率の特例を規定していますが、環境性能割の導入時期に伴う字句の整理であります。

次に、一五ページから二〇ページにかけて、第一条の二は、消費税が導入される平成三十一年十月一日以降に適用される条文を新たに追加するものです。内容といたしましては、法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期の整備になります。

軽自動車税の環境性能割は、平成二十九年四月の消費税率一〇%

への引上時に、自動車取得税を廃止して、軽自動車税に環境性能割を導入する予定でありましたが、消費税率の引上時期の延期に伴い、施行期日を変更するものであります。

附則として、第一条に施行期日を、第二条の二として市民税に関する経過措置を、第三条の二として軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上でございます。

○**議長（永田 章君）** 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○**一四番（長野広美さん）** すみません、今御説明いただいた内容で、まだ詳細よくわかってないんですけれども、具体的な税金額自体が、今回のこの改正によって変更されるっていうことはないんですか。

○**税務課長（長吉輝久君）** 今回の改正によりまして、当初、平成二十八年度に予定された税率を、また今度変更するということがあります。

以上でございます。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二一ページをお開きください。

議案第八号、本案は、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

納税義務者の納税に係る負担軽減と便宜を図るため、条例を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第十二条は国民健康保険税の納期を定めていますが、第三項に国民健康保険税額の端数計算の特例を追加するものです。

地方税法では、納期ごとの分割金額については千円未満の端数処理を行うとなっておりますが、地方公共団体が当該地方公共団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りではないとなっております。

現状での分割金額に千円未満の端数がある場合は、その端数を最初の納期に加算することとなっているため、最初の納期の負担が大

きくなる納税者が出てきます。その負担軽減を図るために、分割金額の端数処理を行う基準を百円未満に改正しようとするものです。

ちなみに、特別徴収の方法によって徴収する国民健康保険税については、百円未満の金額が端数処理の基準となっています。

次に、第二十四条は国民健康保険税の減免を定めていますが、事務の効率化並びに減免申請期間の拡充等の便宜を図るため、減免の申請期限については、納期限前七日までを納期限までに改正しようとするものです。

附則として、第一条の規定は施行期日を、第二条として適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第九号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第九号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二二ページをお開きください。

議案第九号、本案は、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消費税の増税延期に伴い、公費投入による低所得者保険料軽減強化の実施が見送られることとなったため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第二条は保険料率を定めていますが、第一号から第三号の保険料率を変更するものです。

第一号中の保険料二万九百円を三万四千八百円に改め、同条第二号中、三万四千八百円を五万二千二百円に改め、同条第三号中、四万八千八百円を五万二千二百円に改めるものです。

第一号から第三号における世帯非課税の所得段階においては、平成二十九年に新たに別枠の公費による軽減の仕組みが導入され、さらなる負担軽減を図ることとされていきましたが、財源と見込まれていた消費税の増税延期に伴い、軽減の実施が見送られることとなったことにより、保険料率を改めるものです。

ただし、第一号の保険料については、現行の軽減措置が継続され、附則第三条に定めるとおり、実際の保険料は三万一千四百円となっています。

ちなみに、平成二十九年における保険料率は、平成二十八年度

と同額でございます。

次に、第三条は普通徴収に係る納期を定めていますが、第六期の二月一日から同月二十八日までの納期を二月一日から同月末日までに改めるものです。

附則として、第一条の規定は施行期日を、第二条として経過措置を、第三条として平成二十九年における保険料率の特例を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一〇号 西之表市地方活力向上地域における固定資産

税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第一〇号、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二三ページをお開きください。

議案第一〇号、本案は、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。

この条例は、県の地域再生計画に記載されている本市の地方活力向上地域において、地方拠点の強化、拡充を行う事業者を支援するため、固定資産税の不均一課税を定めるものであります。

主な内容といたしましては、第一条及び第二条については、地方活力向上地域に係る固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるための目的及び定義を規定しています。

次に、第三条については、認定事業者に対し、固定資産税の不均一課税を行うことができることを定めた規定であります。

次に、第四条については、固定資産税の不均一課税の対象事業者を規定しております。

二四ページをお開きください。

第五条については、不均一課税の期間及び税率を定めています。

期間については、固定資産税を新たに課することとなる年度から三年間とする規定であります。税率については、表に掲げる数値となりますが、表の内容について御説明いたします。

法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業とは、移転型ともいいますけど、東京二十三区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業をいいます。特定業務施設とは、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、そ

の他管理業務部門のいずれかを有する事業所又は研究所もしくは研修所であつて、重要な役割を担う事業所をいいます。

次に、法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業とは、これは拡充型ともいいます。地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業をいいます。

税率については、上段の第一号の事業が、初年度一〇〇分の〇・一四、第二年度が一〇〇分の〇・三五、第三年度が一〇〇分の〇・七でございます。下段の第二号の事業が、初年度一〇〇分の〇・一四、第二年度が一〇〇分の〇・四六七、第三年度が一〇〇分の〇・九三三でございます。

次に、第六条については不均一課税適用特例業務施設の指定を、第七条については報告を、第八条については指定の取り消しを規定しております。

次に、第九条については、必要な事項は規則で定める委任規定を定めております。

次に、附則において施行期日を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔六番 川村孝則君〕

○六番（川村孝則君） 今、課長のほうから説明をいただきましたが、ちよつといろいろとわからない部分がありますので、お聞きしたいと思いますが、提案理由が地域再生法に基づきということ、

私の記憶するところ、多分昨年、国はこの地域再生法を一部改正した新しい地域再生法ができたんじゃないかなと思いますけども、今ほど説明いただいた県の計画に基づいた形での条例制定というふうに思いますが、まず一つお聞きしたいのは、その本市の地域活力向上地域というのがどこをまず指すのかというか、場所はどこになるのかというか、そういったところを、率直な質疑ですけども、お伺いしたいと思います。

で、もう一点は、現在、西之表市には企業等の立地促進条例がありませんけれども、この企業等の立地促進条例も固定資産税の優遇措置があります。今後、本市において新たにこの条例に該当するような事業所ができた場合に、その企業等立地促進条例とは全然、ある意味二重の補助を受けられるような事業所があるのかなのか、全く全然、この条例は意味合いが全然違う内容の条例なのか、そこもちよっとお伺いしたいと思います。

それからですね、この条例が制定されたときには、もし該当事業所が出てきたときには、その財源は、これはどこから出る、国か本市で独自に出すのかということですね、そして、この三月議会の本予算では予算計上はされていないような、私はそういうふうを受け取ったんですが、これ現時点では該当するような事業所はないというところで、予算計上はないというふうに理解していいのか、そういうところをちよっとお伺いしたいと思います。

○税務課長（長吉輝久君） まず第一点目の関連条例としましては

ですね、西之表市企業等立地促進条例がありますけど、これについてはですね、市内において事業所の新設、増設又は移設を行うものに対して奨励金を交付するということになっております。今、今回提案してる分については、固定資産税の不均一課税をするということとあります。

それと、場所につきましては、本市の地域活力向上地域ということで、移転型につきましては、都市計画区域内の農業振興地域、保安林等を除くということになっております。

それと、財源につきましては、また仮に不均一課税をした場合については、交付税で補填されるということになっております。

なかなかですね、これについては、東京二十三区からのそういった形で、何ちゅうんですか、研究部門とかそういったのが限定される関係で、なかなか厳しいんじゃないかというのがあります。

もともと東京に経済活動が集中するのを抑制し、地方の雇用拡大と持続的な経済活動の発展を図るということで、移転型につきましては、東京二十三区からの本社機能の移転ということで限定されている部分で、なかなか対象者というのは難しいんじゃないかなと今のところ思っておるところでございます。

以上でございます。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） ただいま御説明申し上げた部分に補足、ちよっと重複する部分はございますが、説明申し上げます。

議員の御質問に対する点に沿って説明いたします。

まず、地域再生法に基づくこの場所の選定につきましては、地域再生計画の中におきますこの場所は、市町村の四十一カ所、この部分ですね、その拠点というふうな位置付けになっております。なおかつ、この制度の部分の活用の範囲といたしましては、税務課長がお答えしたとおり、都市計画区域内というふうなことでございます。

続きまして、企業立地促進条例との違いについてでございますが、基本的には、今までもですね、離島振興法でありますとか、他の制度がございます。その中でも、それぞれの内容等が違っておりまして、重複したのもも実際ございます。

まず、企業立地促進条例につきましては、風営法の中で規定をされたもの以外ですね、業種は全部対象になってまいります。今回の制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、特定業務施設ということになります。で、特定業務施設の中で、さらに優遇措置の部分といたしますが、企業立地促進条例につきましては奨励金ということで、固定資産税関係、あと賃借関係、それから雇用の人数等、そういったものに対する奨励金が設定されておりますが、今回の制度におきましては、国ですね、税制関係、もしくは雇用の部分での補填、そして、先ほど説明がありました不均一課税の部分、そういったことで、全く手当てをするものが違ってまいります。で、お金の出しどころにつきましても、その国の部分につきまし

ては、県が認定をしましてから、国に直接申請をして、国が事業者にお金を払うという流れになっております。で、ただ一つ、市におきましては、今回の不均一課税の部分で、固定資産税にかかった部分に対しての先ほどの税率を適用しまして減免というふうな形になってまいります。その減免部分につきましては、先ほど申し上げたとおりですね、交付税の中で補填がされてくるという、そのような内容になってまいります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 川村議員、よろしいですか。はい。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今説明いただきましたけれども、詳細はまた委員会審査になるかと思いますが、説明の中で、東京二十三区から移転したのみ、対象が限定されるという御説明でしたので、ちよつと文面でそこら辺がちよつとよくわからなかったのが一点です。で、ちよつと説明をもう少しお願いしたいというのが一点と、あと、今回本市にこの条例を制定するタイミングなんですが、余り具体的な対象になる該当する企業をちよつと想定しにくいというイメージで説明を受けとめました。そもそものが、今回ですね、地方再生法が平成十七年といったことから考えましても、このタイミングで本市が取り組む目的といった部分、概要を説明していただけば助かります。

○税務課長（長吉輝久君） まず、この条例につきましては、東京

一極集中の是正とか地方移転の促進ということで、東京二十三区からの移転が対象ということになっております。

それと、この東京二十三区からということ、南種子町のほうです。ね、事業団の関係が何かそういう対象になるんじゃないかというところで、その関係が将来予想されれば、これが適用されるということになります。

以上でございます。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

この制度の適用のタイミングにつきましては、あくまでも決まった業種が既に候補があるというわけではございません。ただ、企業誘致等を行う場合には、制度が厚く、もてなされているという部分のところですね、非常に有利になってまいります。そういった意味での制度的な補完をすることで、より企業誘致が推進しやすくなるという、そのような前提の中で、今回この制度を取り入れさせていただいております。

ちなみに、今、県下十九市は全てこの部分の認定を受けておりますし、全自治体の中でも四十一カ所、認定を受けるような形で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第一一号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第一一号、西之表

市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 議案書二六ページをお開きください。

議案第一一号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、国において複合型サービスから介護小規模多機能型居宅介護に名称が変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

このサービスの内容を簡単に説明しますと、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスでございます。ちなみに、本市に該当事業所はありません。

それでは、各条例の条例改正の内容について御説明いたします。

四十四条は従業者の人数等について定めるもので、四十四条七項中、指定複合サービス事業者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に、指定複合型サービス事業所を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に改め、同条八項中、複合型サービス従業者を看護小規模多機能型居宅介護従業者に改めるものです。

四十五条は管理者について定めるもので、四十六条は代表者について定めるのですが、四十五条三項及び四十六条中、指定複合型

サービス事業所を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に改めるものです。

附則三条第二項及び第三項中、指定複合型サービス事業所を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に改めるものです。

附則は施行期日で、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 今の説明の中で、該当する事業所が現在ないという中で、この提案なんです、これは今後の見込みなのか、それとも、根拠を教えてくださいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 今該当する事業所は現在ないということですので、そして、このサービスというのはどういうことかといいますと、退院直後の在宅生活のスムーズな移行とか、がん末期等のみとり期、症状不安定期における在宅生活の継続、家族に対するレスパイトケア、相談対応などの負担軽減ということになります。

しかし、ちょっと基準がですね、結構従業者の基準がちよっと大きいので、なかなか事業所としてできないという。病院との連携とかも必要みたいですので、そういうところがちよっと、今のところは事業者はないということになっております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 具体的な回答が欲しいんですけど、提案した根拠というものが、もうちょっとお願いします。

○健康保険課長（戸川信正君） 該当する事業所はありませんが、将来出てくる見込みがありますので、条例自体をつくっておくというところでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一二号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第一二号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。

議案書の二八ページをお開きください。

西之表市過疎地域自立促進計画については、平成二十八年から平成三十二年までを期間といたしまして計画を策定しておりますけど

も、一部変更が生じたことから、提案をするものでございます。

西之表市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項において準用する同上第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議会の議決を要する変更という部分でいいますと、自立促進施策区分の項目におきまして、各項目の概算事業費の合計額の二割を超える変更で、かつ計画本文の修正を伴うものであることが要件とされております。

二九ページをお開きください。

まず、本文の変更としてございますが、西之表市過疎地域自立促進計画で、四六ページに掲載をしております、三、生活環境の整備の事業計画の表を変更しようとするもので、これまで、事業名「水道施設上水道」、事業内容「阿曾浄水場集中監視装置更新事業」とあったものを、事業内容を「西之表地区水道施設中央監視装置整備事業」に変更をし、備考の欄に修正を追記するとともに、事業内容に新たに「武部地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 排水管更新」及び「深川地区生活基盤施設耐震化等交付金事業 排水管更新」を追記し、それぞれ備考の欄に追加を追記しようとするものでございます。

追加分の武部・深川両地区の生活基盤施設耐震化等交付金事業につきましては、集落運営の非公営の水道事業を、水道移設基準及び

耐震基準に合致する施設整備を行って、西之表市水道事業に統合していく事業でございますけれども、平成二十八年度に事業内容を大きく見直しをしたことから、事業開始に遅れが生じ、今回の過疎計画の追加計上となったものでございます。

別添でお配りをしていると思います。A三の紙になるかと思いますが、過疎地域の自立促進市町村計画参考資料（変更）とあるものをごらんいただきたいと思えます。

先ほど御説明をいたしました自立促進施策区分が、表の左端の区分になります。この区分の小計の変更額が二割以上増減した場合については、計画全体に及ぼす影響が大きいものとして本文修正も伴った場合に、議会の議決を得ると対象になっているところでございます。

五枚めくっていただいて、六ページをごらんいただきたいと思えます。

自立促進施策区分三、生活環境の整備のページとなります。事業名（一）水道施設、上水道の欄の事業内容の名称にアンダーラインが引かれたものが、今回、名称変更及び追加で過疎計画の本文修正を予定しています事業となります。

追加二件分、武部地区・深川地区の事業費が、合わせて六億四千二百八十四万二千円の増というふうになります。

そのほか大きな事業費の変更が、事業名、四番、火葬場、事業内容、斎苑改修事業で、一億六千九十六万九千円増でございます。

施設の老朽化に伴いまして、今年度、炉の改修等の必要性を見込んでいるところでございます。

七ページをお開きください。

小計をごらんいただきたいと思えます。変更の概算事業費が二十八億一千九百八十二万九千円で、変更前より十億六千四百十八万九千円、率にして六〇・六％増でございます。

以上により、過疎計画の変更議案を提出いたしますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

これで説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一三号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第一三号、公の施設

の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 議案第一三号、公の施設の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

議案書三〇ページをお開きください。

本議案は、安納地区活性化センターに係る指定管理者を、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間、効果的かつ効率的に行うため、安納校区に指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本施設は、本年度末まで同団体が指定管理者に指定され、管理を行ってきており、今回、次年度以降、向こう五年間、引き続きの指定管理を行うものであります。

以上、議案第一三号についての御説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一四号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第一四号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 議案第一四号、公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

三二ページをお開きください。

本議案は、市営種子島牧場に係る指定管理者を、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間、効果的かつ効率的に行うため、公益社団法人西之表市農業振興公社に指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、先ほどの施設、一三号と同様、本施設は、本年度末まで同団体が指定管理者に指定され、管理を行ってきており、今回、次年度以降も、向こう五年間、引き続きの指定管理を行おうとするものであります。

以上、議案第一四号についての説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二〇号 平成二十九年西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

西之表市一般会計、平成二十九年度の予算書をごらんいただきました。

いと思います。

なお、当初予算でございますので、多少時間がかかります。あらかじめ御了承をいただきたいと思ひます。

予算書条文をごらんください。

本案は、平成二十九年西之表市一般会計予算でございます。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十億六千万円と定めるものであります。昨年の比較で、四億七千九百万円、率にして五%減額の予算となっております。

本議会の冒頭、副市長の挨拶にもございましたように、市長不在の中での予算編成でございますので、主な普通建設事業や政策的事業で新規のものなどは除きまして、いわゆる骨格予算というふうになってございます。また、継続的な事業及び新規の事業であっても、住民生活に影響が大きいと思われるものや広域的な取組みが必要なもの等は一部計上しておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

第四条をごらんいただきたいと思ひます。

一時借入金の最高額を三十億円と定めるものがございます。

七ページをお開きください。

第二表、債務負担行為は一件でございます。定住促進事業（住宅家賃補助）平成二十九年申請分で、期間は平成三十年度から平成三十二年度まで、限度額は百五十六万円であります。八ページをお開きください。

第三表、地方債であります。災害援護資金貸付事業以下四件、限度額を四億五千七百三十八千円と定めるものがございます。

なお、骨格予算でございますので、対前年度比で三・二%減というふうになってございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書について、歳出のほうから御説明をいたします。

款項目中、昨年に比べ目の増減の大きいものや、特徴的なものを中心に御説明をさせていただきます。

最初に、三二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費が、対前年度一千九百七十七万七千円減額の六億二千五百三十三万六千円を計上しております。

これは、二節給料、附記説明欄、職員給料が五百四十九万八千円の減、三三ページ、四節共済費が追加費用の減等により全体で一千七十七万円の減というふうになったほか、十三節委託料が昨年度の市ホームページのリニューアル事業など一千四百六十四万八千円の減額、また、昨年度、鹿児島海上保安部種子島海上保安署の設置に伴う船舶給水設備の整備を工事請負費として六百万円計上していたことなどによるものがございます。

逆に、増加の部分といたしまして、三四ページをお開きください。十九節負担金補助及び交付金は、全体で五百八十五万四千円の増の二千六百六十五千円としております。主な要因は、附記説明欄

の負担金の下から三番目、共同利用型システムサポート三百六十八万円が、財務会計システムを活用して契約管理システムの導入を行おうとするものでございます。

続いて、三七ページをお開きください。

十目財産管理費は一億一千二百三十三千円で、昨年度より九百二十二万四千円増としております。主な要因は、十三節委託料が、昨年度、公共施設総合管理計画策定に係る経費等分など一千四百九十八万三千円の減額となったものの、三八ページをお開きください。二十五節積立金で、附記説明欄、下から二段目、西之表市ふるさと応援寄附基金が、寄附金の見込み増に伴いまして、二千九百九十九万五千円増していること等によるものでございます。

十二目企画費は九千八百七十九万七千円で、昨年より四千二百五十八万四千円増となっております。

三九ページをごらんください。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金が九千二百四十一万九千円で、昨年より四千九百八十万六千円増加しております。これは主に、附記説明欄、負担金の下から二番目、これまで何回か御説明をさせていただいております有人国境離島法の航路・航空路運賃低廉化事業費として四千五百万円を、また補助金といたしまして、地域公共交通活性化協議会への補助金につきまして、国の補助金の減額が見込まれるために、昨年より三百五十六万六千円増額の三千七

百五十一万三千円で計上していること等によるものでございます。

続きまして、四〇ページをお開きください。

十六目電算管理費は八千六百四十九万八千円で、昨年より五百四十六万六千円の増加となっております。主な要因として、十三節委託料が一千二百九万一千円増加をし、一千八百八十八万三千円となっております。附記説明欄、最下段にありますように、自治体情報セキュリティ強化対策を追加しております。これは、今年七月から本格実施をされますマイナンバーの情報提供ネットワークの本格稼働に伴いまして、セキュリティの強化対策を行おうとするものでございます。

四二ページをお開きください。

二十二目情報政策費は六千八百五十一万一千円で、昨年より九百五十四万七千円の増となっております。主なものは、十四節使用料及び賃借料の附記説明欄、最下段、地域イントラネット機器賃借料六百四十五万五千円の追加で、既存の機器が耐用年数を経過していることに伴う機器の更新によるものでございます。

続いて、二十三節地域振興費は一億九千五百五十七千円を計上し、三千八十九万一千円の増となっております。主な要因は、七節賃金が昨年より四百六万七千円増えて三千二百四万四千円となっておりますけれども、これは過疎担当の地域おこし協力隊の全校区配置などによるものでございます。

四三ページをごらんください。

十三節委託料が昨年より一千六百六万二千円増加をし、四千四百一十一万八千円となっています。附記説明欄、下から二番目、参加事業者記念品発送業務とあるのは、ふるさと納税の返礼品の委託事業者の発送業務に係る経費であります。ふるさと納税の増額見込みにより、昨年より約一千五百万円ほど増加を見込んでいるところでございます。

次は、五〇ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は、昨年より三千六万一千円の減額で、三億八千七百三十三万六千円を計上しています。

五一ページをごらんください。

主なものは、十九節負担金補助及び交付金で、昨年実施をされた低所得者高齢者や障害・遺族基礎年金受給者に向けた給付金一億八百九十六万円が減額となりましたけども、附記説明欄、最下段の臨時福祉給付金が、単価の改定などにより、昨年より五千八百二十六万円増加、これによりまして、十九節負担金補助及び交付金全体といたしましては、昨年より五千二百五十八万八千円減の七千八百四十一万四千円となっています。

五二ページをお開きください。

二十八節繰出金は国民健康保険特別会計への繰出金であります。昨年より一千八百十三万円、七・五%増の二億五千九百三十七万六千円となっております。主な要因としては、保険基盤安定事業が保

険税軽減分など一千七百六十三万九千円の増加となっております。

五三ページをごらんください。

六目介護保険事業費が三億七千二百六十四万円で、昨年より一千三百七十九万円の増加となっています。

五四ページをお開きください。

主な要因でございますが、二十八節繰出金で、介護保険特別会計への繰出金ですけども、昨年より一千三百三十三万二千円、三・九%増加をし、三億五千八百三十五万円となっております。附記説明欄、二段目、介護給付費が昨年より一千百三十七万六千円増加していること等によるものでございます。

五五ページをごらんください。

九目障害福祉費は、昨年より三千三百三十七万六千円増の六億三千九百三十六万一千円を計上しております。

五六ページをお開きください。

二十節扶助費は、昨年より三千二百七十一万九千円、五・五%の伸びで、六億三千六万五千円となっています。大きなウエイトを占めるのが障害者自立支援給付事業でございます。特に、附記説明欄、下から七行目、就労継続支援で一千四百十六万円、その下、共同生活援助が一千二百五十六万九千円増加をしております。それぞれ単価の上昇や期間の長期化を予測されることによるものでございます。

五七ページをごらんください。

同款二項児童福祉費、一目児童福祉総務費は、三億二千七百五十二万一千円を計上してございます。目全体としては、ほぼ変わりませんが、五八ページをお開きください。

十三節委託料の附記説明欄、児童クラブ運営管理には、現和児童クラブの新規開設二十名分及び榕城児童クラブの障害児受入事業を新たに追加計上してございます。

五九ページをあらんくください。

三目児童措置費は、昨年より一千二百七十七万七千円増えて、五億九千九百五十六万七千円となっております。

二十節扶助費、附記説明欄、教育・保育給付費は五億九千四百二十二万五千円で、昨年より一千三百八万九千円増となっております。保育園や認定こども園の園児に応じた給付となりますが、八園で約五百名弱を見込んで計上してございます。

六〇ページをお開きください。

同款三項生活保護費、二目扶助費は五億四百二十万二千元で、昨年より二千三百六十九万九千円、四・九%の増となっております。主なものは、二十節扶助費中、附記説明欄、一番上の生活扶助費が六百五十八万円の増加、上から四段目、医療扶助費が一千四百六万一千円の増加となっております。それぞれ対象者の増や一人当たりの医療費の増加が見込まれることによるものでございます。

続きまして、六五ページをお開きください。

四款衛生費、一項保健衛生費、十二目上水道施設費は、昨年より

一千四百八万九千円多い六千五百三十八万円を計上しております。

二十八節繰出金で、附記説明欄、最下段の簡易水道の統合推進に要する経費といたしまして、武部・深川それぞれの地区の創設認可及び上水道事業変更認可の申請書作成業務委託につきまして、経費の二分の一等、全体で一千四百八万九千円を増額して繰り出すものでございます。

続いて、六八ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、一目農業委員会費は、昨年より一千二百二十三万一千円増額をし、四千九百一十一万円を計上してございます。

一節報酬が九百八十六万七千円の増で一千七百三十四万三千元、その他九節旅費が昨年より百八万五千円増加をし、二百九十四万円となっております。農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う新制度移行におきまして、農地利用最適化推進委員十三名を新たに設置するための経費等を見込んでいます。

六九ページをあらんくください。

同款同項三目農業振興費は、二千三百三十八万八千円減の一億二千七百二十万五千円を計上しております。減の要因は骨格予算によるものでございまして、十九節負担金補助及び交付金が、二千七百七十一万七千円減額の一億一千九百二十九万四千円となっております。

七一ページをお開きください。

今の農業振興の関係の補助金でございます。補助金の下から二つ

目になります。援農隊マッチング支援事業につきまして、九百九十
七万六千円を計上してございます。認定農業者等の労力不足と雇用
の場の確保のマッチングにつきまして、今年度より地域創生加速化
交付金を活用して実施をされているもので、本年度も地方創生の推
進事業等を活用して実施しようとするものであります。

同項同項四目農業経営合理化対策事業費は七千三百三十七万九千
円で、前年度より一千五百四十二万八千円の増となっております。

七二ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金が、前年より一千五百三十九万円増
の七千七十二万九千円であります。要因は、附記説明欄、補助金の
一番最後、機集積協力金が二千二百五十九万円と、昨年より一千
四百四十九万円増加しております。経営転換協力金など、昨年の約
三倍を見込んでいるところでございます。

同項同項五目畜産業費及び七四ページ、十目農地費及び七六ペー
ジ、同項二項林業費、二目林業振興費、それから、七八ページ、同
項二項水産業費、二目水産振興費、四目漁港建設費、それぞれの減
額につきましては、骨格予算に伴うものでございます。

また、土木関係につきましても、八四ページ、八款土木費、二項
道路橋梁費、二目道路橋梁維持費及び三目道路新設改良費、それか
ら、八五ページ、同項三項都市計画費、二目公園管理費等による減
額につきましても、骨格予算に伴うものでございます。

八八ページをお開きください。

九款一項消防費、一日常備消防費は、三千九百八十二万九千円増
の二億九千三百三十九万九千円を計上しております。主なものは、十
九節負担金補助及び交付金で、八九ページをござらんください。

附記説明欄、負担金の一番下段、熊毛地区消防組合高規格救急自
動車購入事業三千九百七十七万六千円は、耐用年数の到来に伴う救
急自動車の更新に伴う経費でありまして、西之表消防署に設置をす
るものであります。

十三目消防施設費は、昨年より三千五百十四万九千円減の一千三
十一万四千円となっております。骨格予算による減額でございまし
て、備品購入費等の一部等について先送りをしてございますけども、
九〇ページ、十五節工事請負費におきまして、古い榕城女性分団の
詰所について、建物老朽化が激しいため、早期の解体工事を行うこ
とをいたしましたして、八百万円を計上してございます。

九二ページをござらんください。

十款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費は、四百十三万四
千円増の一千四百九十九万六千円を計上しておりますけども、増の
主なものにつきましては、九三ページをござらんください。

十八節備品購入費が、昨年より四百三万一千円増えて八百五十二
万円となっております。内容は、公務用パソコン及び教育用パソコ
ンの更新に伴うものでございます。

九四ページをお開きください。

同項同項六目学校給食センター運営費が、一千五百五十一万三千

円増の一億二千四百七十二万九千円を計上してございます。

九五ページをごらんください。

増の主なものは、十八節備品購入費で、昨年より一千九百七十七万四千円増えて四千九百四十九万三千円としております。築十五年が経過をいたしまして、施設の老朽化等に対応するために、厨房機器や冷凍庫、ボイラー等を入れ替える経費及び配送車の更新を一年に二台、三年にかけて実施する計画での予算計上を行っております。事業実施につきましては、学校が休みとなる夏休み期間での実施が必要であること等から、発注の製造等の時間も考慮をいたしまして、当初での計上を行ったところでございます。

九八ページをお開きください。

同款三項中学校費、一目学校管理費は、昨年より一千二百八万四千円の減額で六千二百三万三千円となっております。骨格予算であるゆえんもありますけども、主には旧榕城中学校の体育館防水修繕とか中学校トイレ改修工事実施設計委託等、昨年度の事業分の減少でございます。

一〇五ページをお開きください。

同款四項社会教育費、十目文化財保護費は、二千七百七十九万九千円減額の一百万二千円となっております。前年の公有財産購入事業、上妻邸等の購入の分の減でございます。

また、同じく一〇九ページをお開きください。

同款五項保健体育費、五目体育施設管理費は、一千八百八十二万一

千円を減額をし、二千二百四十八万四千円としておりますけども、昨年の市民体育館屋根の補修や市営グラウンドの土手の補修など、修繕料が一千百九十八万七千円減となったことによるものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

一二ページをお開きください。

一款市税につきましては、款全体で十三億七千八百五十二万八千円で、昨年より三千七百万円、二・七六%の伸びを見込んでございます。市民税、固定資産税及び軽自動車税の個人現年課税分につきまして、それぞれ〇・二八から二九の徴収率の向上を基本として算出してございます。

一三ページをお開きください。

二款地方譲与税から一四ページの八款地方特例交付金までは、平成二十九年地方財政計画で示されました増減率等及び交付実績を勘案をし、それぞれ計上しております。

一四ページをごらんください。

九款一項一目地方交付税は、四十億二百二十七万三千円を計上しております。普通交付税は、平成二十八年度の確定額をベースに、地方財政収支見通し及び補正係数等を考慮して試算をいたしております。特別交付税につきましても、平成二十八年度分をベースに、ルール分と災害による減額を加味して試算をいたしております。

十一款分担金及び負担金、二項負担金、一目民生費負担金は、四

百一十一万八千円の減額となっております。昨年まで後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣していたことによります人件費の負担分がなくなったことによる減額が主なものでございます。

一五ページをお開きください。

十二款使用料及び手数料は、全体で一億七千六百四十二万四千円を計上しております。対前年度百三十三万九千円の増となっております。まして、それぞれ実績をもとに見込みを算出したしております。

一七ページの国庫支出金から二四ページの県支出金までは、歳出の事務事業に見合う補助金等も計上しておりますけれども、一九ページの国庫補助金の中の目の土木費であるとか農林水産業費、消防費等国庫補助金、あるいは、二二ページの県補助金の四目農林水産業費補助金の減額であるとか、二三ページの目の商工費又は土木費の県補助金につきましては、骨格予算によるものでございます。

二六ページをお開きください。

十六款一項一目寄附金は、七千万一千円を計上しており、二千万円の増となっております。ふるさと応援寄附金の見込み増に伴うものであります。

十七款繰入金、二項一目基金繰入金に一億三千九百四十九万八千円を計上しております。附記説明欄、一行目、財政調整基金一億百七十一万三千円は当初予算の財源調整、ふるさと応援寄附基金分三千七百七十八万五千円は、それぞれ対象事業への充当を予定しております。

二七ページをお開きください。

十九款諸収入、三項貸付金元利収入、四目地域総合整備資金貸付収入が、昨年より九百五十二万三千円増の一千四百三十三万三千円を計上しております。平成二十四年度に借り入れました、せいざん病院分の増でございます。

三〇ページをお開きください。

二十款一項市債は、四億五千七百三万八千円を計上しております。対前年で二億一千七百三十三万三千円の減となっておりますのは、骨格予算に伴うものでございまして、六月の本予算において普通建設事業等に充当をする予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

まず初めに、議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算についての質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 二つほど考え方を教えていただきたい

と思います。

骨格予算ということと市長御自身が不在ということで、今回の予算の編成は大体の大枠でというふうには受けとめておりますが、土木費が基本的にはほとんど計上されておらず、先ほど課長の説明では、補正でというふうなこともお話がありました。ただ、考え方としてですね、道路工事等を何本か継続して行わなければならない事業というのは当然明確にあるわけで、ほとんどそれが今回計上されていない理由というのは、考え方としてちょっと説明していただければ助かります。

あともう一点は、にぎわいづくり事業についてです。にぎわい創出事業関係は、十二月議会等でですね、大きな争点になりました。中心拠点施設事業としては、議会は否決という結論になりました。今後、この新年度でどのような取組みをされるのかといったときに、ちょっと見当たらなかったことと、所管が今後どのように、議論の中でですね、商工支援という名目でありましたので、やはり議会としては、担当所管をですね、明確にしつかり取り組める体制を整えて、こういったことについては、今後の方針を改めて出していきたいというような意見もありましたので、この骨格予算をつくるに当たって、そのあたりはどのように検討されたのか、あわせて御説明をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

御指摘にもあったように、今回は骨格予算ということで組ませ

ていただきました。ただですね、予算要求を受ける際には、通常の予算要求の中で議論をしてきておりまして、今度、九十億六千万円ですか、で予算を組みましたけど、実際、九十八億幾らの予算の検討をしてございます。ですので、八億二、三千万円については先送りをしているということでございます。やはり大きな普通建設事業であるとか、やっぱり政策的な経費については、首長の御判断が必要素だろうということで、先延ばしをさせていただいたということでございます。

あと、そのにぎわい関係につきましてですけども、にぎわいについては、この部分についてもですね、拠点施設はもちろんでございますけど、拠点施設をどうするかという部分についても、新しい市長の考え方が反映されるというのが基本だというふうに思っておりますので、そういった取組みの部分、それから、これからのそのにぎわい創出の、今検討委員会をつくってやっておりますけども、そこら辺のやり方についてもですね、新しい市長と話し合いをした上で予算計上をさせていただきたいということで、六月に計上の予定としてございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 同じく一般会計のですね、八五ページなんですけど、公園管理費の部分が四千九百万円ほどマイナスとな

っておりますが、ここは入札の関係なのか、具体的にこの数字の内訳を教えてくださいと思います。

それと、もう一件、八七ページなんですけど、そこも住宅環境整備費が廃目というふうになっておりますが、ここも骨格予算ということにちなんでということではありますけれども、これまでの流れからいいますと、早く本年度予算の中で上げてたほうが、住民生活にとつては欠かせない予算なんじゃないかなと思いますので、このところの考え方を教えてくださいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） 今御質問のございました公園管理についてはですね、継続的に地域振興事業を使わせていただいて整備を進めているという部分がございます。ただ、時期としても、要望等の決定が出てくるのが四月に入ってからということになると思いますが、補正予算でも十分対応できるというふうに考えてございます。

あと、住宅環境でしたっけ。住宅環境は減の要因ですかね。

○一六番（橋口美幸さん） そうです。はい。

○行政経営課長（神村弘二君） 減の要因についてはですね、減とどうか、当初よりはかなり、多分通常の住宅管理では、去年からすると増えているというふうには思っているんですけども、去年は臨時で行う修繕等が結構かなり増えてございました。そこら辺の部分について、中身についてこれから出てくる部分があるかと思えますが、そこら辺はまた、例年九月において精査をして計上をするとい

う形をとってございますので、そのような形で検討させていただきますと思います。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第二一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第二一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計予算であります。

議案第二一号、議案書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億六千万円と定めるものであります。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一

時借入金の借入れの最高額を三億円と定めるものであります。

予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の一三ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費には、健康保険課の給付担当職員六人と税務課の賦課・徴収担当四人で計十人分の人件費や物件費のほかに、電算処理委託料など、合わせて七千七百八十二万八千円を計上しております。前年度と比較して一千五百三十三万九千円、二四・一％の増となっておりますが、これは、次ページにある医療費適正化特別対策事業費を廃目とし、一部を一般管理費に移したことが主な要因です。

一四ページをお開きください。

二目連合会負担金の下の欄、医療費適正化特別対策事業費をさきに説明したとおり廃目にしております。

また、その下の欄の保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業費を廃目の上、二項徴税費、一目賦課徴収費へ移管してあります。

一五ページをごらんください。

二款保険給付費、一項療養諸費は、平成二十八年三月から八月診療分の実績に基づいた被保険者一人当たりの療養給付費等に推計被保険者数等乗じて推計した額に審査支払い手数料を加えた十三億八千九百三万五千円を計上しております。前年度と比較すると、二千八十四万二千円、一・五％増加しておりますが、これは一人当た

りの一般被保険者療養給付費が八・四％伸びたことが主な要因でございます。

次ページにかけての同款二項高額療養諸費も同様に、対前年度比一千八百八十二万五千円、八・七％増の二億三千五百七万円を計上いたしております。この主な要因は、一人当たり一般被保険者高額療養費が一六・一％伸びたことによりります。

一六ページをお開きください。

同款四項出産育児諸費、一目出産育児一時金は、過去五年間の実績から推計し、対前年度比二百十万円、一四・七％減の五件少ない二十九件分となっております。一千二百十八万円を計上しております。

一七ページをごらんください。

同款五項葬祭費、一目葬祭費は、過去五年間の実績から推計して、前年度に比べ十二件多い五十件分、百万円を計上いたしております。三款一項一目後期高齢者支援金等二億七千九百九十七万九千円は、本年一月末現在の指数等における推計金額を計上いたしております。

一八ページをお開きください。

六款一項介護納付金につきましても同様に、一億四千二万円を計上いたしております。

七款一項共同事業拠出金は、県国保連合会から拠出負担金額案により、対前年度比三千四百一万一千円、四・三％増の八億一千八百七十一万六千円を計上いたしております。これは主に、一目高額療

養費拠出金が、対前年度比三千百七十二万八千円増加したことによります。高額療養費基準拠出対象額の伸びが、県全体の四・九％に対して、本市の伸びが五・九％であるため、拠出金の増額が示されました。

一九ページにかけての八款保健事業費、一項一目特定健康診査等事業費は、四十歳から七十四歳までの保険加入者を対象とした特定健診に係る費用で、対前年度比二百六十六万九千円、一五・一％減の一千四百九十五万六千円計上しております。一五・一％と大幅に減額になった理由は、予算上の受診率を六〇％から現実に近い五〇％に変更したことによります。

同款二項保健事業費、一目疾病予防には、生活習慣病重症化予防対策事業に係る健診や地域活動等、組織の養成・育成など、合わせて一千三十九万三千円を計上いたしております。

二〇ページをお開きください。

九款一項基金積立金、一目準備積立金は、西之表市国民健康保険基金条例の規定により、平成二十八年十二月補正時における予備費執行残の五％に相当する二百六十一万八千円を計上いたしております。まして、平成二十九年度末の基金残高は一千九百九十万三千円となる見込みでございます。

十二款一項一目予備費は、保険給付費の三％以上の額を計上することとなっておりますので、六千五百七十三万六千円を計上いたしております。この予算を計上することにより、保険給付に要する保

険税は、国庫支出金等を差し引いた五〇％であり、予備費を保険給付費の三％計上することにより、保険給付費が六％伸びても、これで賄えることとなります。

次に、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。

一款一項国民健康保険税は、医療費の支出見込額から一定のルールに従って算出した国庫支出金や一般会計からの繰入金等を差し引いた五億八千四百四十五万五千円を計上いたしております。この額は、対前年度五千九百九十九万五千円、八・二％減となっておりますが、これは、歳入において、一人当たりの医療費の伸びにより保険給付費が三千八百万円増、後期高齢者支援金が二千万円の減、共同事業拠出金が三千四百万円の増となったことにより、歳出合計で六千万円の増となったものの、歳入において、国庫支出金等が八百万円、繰越金が三千五百万円減となりましたが、前期高齢者交付金が九千六百万円、共同事業交付金が六千万円と大幅な増となり、税を除いた歳入合計が一億一千二百万円と増となったことにより、差引保険税が五千二百万円の減となるものであります。

九ページをごらんください。

国庫支出金から一〇ページにかけての七款共同事業交付金につきましては、該当する歳出に対して、それぞれ定められた積算方法に基づき算定をいたしております。なお、定率国庫負担金三二％、国調整交付金九％、県調整交付金九％となっております。

一〇ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億五千九百三十七万六千円を計上いたしております。内訳は附記説明欄のとおりでございます。

十款一項繰越金、一目その他繰越金は、四百六十三万五千円を計上いたしております。

一一ページをごらんください。

十一款諸収入、四項雑入、五目雑入は五百六十九万九千円で、対前年度比四百九十九万五千円の増となっておりますが、これは主に説明欄の一番下の国民健康保険団体連合会積立資産返還金四百八十八万八千円によるものです。

以上、歳入歳出の主なものにつきまして御説明をいたしました。平成二十八年度療養給付費、被保険者の所得等の確定が五月以降になりますことから、当初予算はあくまでも暫定的なものとして提案させていただきます。本予算は六月議会定例会において提案をさせていただきます。

なお、六月議会定例会に提案いたします補正予算の編成に当たりましては、これらの確定と国の予算編成方針を踏まえ、十分な検討を加えた上で提案いたしますので、その点を御了承いただき御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 一八ページから一九ページにかけての八款保健事業費についてお聞きしたいんですけども、四十歳から七十四歳の対象者だということで、六〇%から五〇%へ減額のためのマイナスだということに説明を受けましたけれども、ちよつと速過ぎて内容をよく理解できませんでしたので、ちよつと説明をいただきたいんですけど、四十歳から七十四歳の人数をどのように見込んで、これについては大体幾らを見込んでいるのかというのを教えてくださいたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） ただいまの質問について御説明いたします。

この六〇%から何で五〇%に下げたかということなんですけれども、当初、平成二十八年度までは、六〇%という国の目標値であります。六〇%、特定健診の目標率。それに基づいて今まで予算計上してたんですけれども、三〇、四〇%をずっと超えない状況です。で、現実的に近い五〇%に目標を下げたということになります。

あと、一人当たりの医療費、一人当たり、ちよつと資料を持ってきておりませんので、すみません、後でまた提出させていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二二号 平成二十九年西之表市交通災害共済事業特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第二二号、平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

本案は、議案第二二号、平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計予算でございます。

条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百四十六万六千円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明をいたします。

六ページをお開きください。

一款一項一目事業費に二百四十二万一千円を計上してございます。

一節報酬及び九節旅費のうち費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会の審査に係るものでございます。

四節共済費の社会保険料及び七節賃金は、共済加入業務のための

臨時的雇用者に係るもので、月十五日雇用の四月分を見込んでございます。

八節報償費は、共済掛金の取りまとめに係るものでございます。

九節旅費のうち普通旅費は、鹿児島市で開催予定の県下交通災害共済事務連絡会に出席をするためのものでございます。

十一節需用費のうち印刷製本費は、圧着はがきに係る費用でございます。

十九節負担金補助及び交付金は、共済見舞金によるものでございます。

二款一項一目基金積立金の二万円は、基金に積み立てるものでございまして、平成二十九年西之表市における交通災害共済基金の残高は、三千二百一十一万円になる見込みとなります。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。

五ページをお開きください。

一款一項一目共済会費収入は二百四十四万五千円、会費納入加入者数八千五百人分を見込んでございます。

二款一項一目利子及び配当金の一万九千円は、交通災害共済基金の運用利息となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第二三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第二三号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 議案第二三号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計予算について御説明いたします。

本議案は、西之表市地方卸売市場特別会計予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十九万二千円と定めるものでございます。

歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、四十八万五千円を計上してございます。

主なものについて御説明いたします。

九節旅費は流通関係、公営企業会計等研修会等の参加のための七万八千円、十一節需用費は施設維持のための修繕料十万円等、十三節委託料は浄化槽維持管理で八万九千円、二十五節積立金は地方卸売市場基金に十万一千円を積み立て、二十八節繰出金は一般会計に十万一千円を繰り出すものでございます。

二款予備費、一項一目予備費は、七千円を計上してございます。続いて、歳入について御説明申し上げます。

五ページをお開きください。

一款使用料及び手数料、一項一目使用料は、一節市場使用料四十九万円でございます。内訳は、面積割が五万五千円、売上高割が十三万五千円でございます。

なお、本予算によりまして、平成二十九年西之表市現在の市場基金残高は、三百二十一万五千円を見込むものでございます。

議案第二三号については、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計予

算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第二四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市介護保険特別会計予算であります。議案第二四号、議案書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億二千二百万円と定めるものであります。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金 の借入れの最高額を五千万円と定めるものであります。

予算の主なものにつきましては、歳出から御説明いたします。

事項別明細書一〇ページをお開きください。

第一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員八人分の人件費、物件費など五千四百七十八万円を計上いたしております。前年度と比較して三百四十八万円、六・八%の増となっておりますが、これは主に職員の人事異動及び第七期介護保険事業計画策定業務委託に伴うものでございます。

一ページをごらんください。

同款三項介護認定審査会、一目認定審査事務負担金三千七百四十六万二千円は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金で、本市の負担割合は六二・四八%でございます。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費、一目居宅介護サービス給付費は、対前年度比一億一千二百三十五万円、一四・一%減の六億八千六百七十八万七千円を見込み、計上いたしております。この主な要因は、通所介護サービスの利用定員十八人以下のサービス

については、昨年の四月分から三目地域密着型介護サービス給付費へ移行したことによります。

同項三目地域密着型サービス給付費は、対前年度比一億七千二百七十四万二千円、九〇・一%増の三億六千四百三十七万九千円を計上いたしております。この要因は、さきに説明したとおりでございます。

同項五目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設利用者を千四百五十二人、介護老人保健施設利用者を八百二十八人と見込み、前年度比二千九百六十万二千円、五・八%増の五億三千六百十四万三千円を計上いたしております。

一二ページをお開きください。

同項九目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者九百十一人分のケアプラン作成料として、対前年度比一千四百五十六万八千円、一六・九%増の一億六十五万四千円を計上いたしております。

一三ページにかけての同款二項介護予防サービス等諸費は、要支援者百五十二人に対する介護予防サービスで、対前年度比一千八百五十五万八千円、四九・五%減の一千八百九十六万八千円を計上いたしております。

同款四項高額介護サービス等費は、過去三年間の実績をもとに、前年度の決算見込み額を勘案し、前年度比二百四十七万八千円、五・三%増の四千九百十八万三千円を計上いたしております。

一四ページをお開きください。

同款五項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策として負担上限を設けて補足的に給付を行うものでありまして、前年度比五百五十万五千円、五・三％増の一億九百九十三万八千円を計上いたしております。

一四ページから一五ページにかけての三款生活支援事業費、一項介護予防生活支援サービス事業費は、対前年度比五百二十三万九千円、五・八％減の八千四百四十万計上いたしております。

一六ページをお開きください。

同款三項包括的支援事業・任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費につきましては、対前年度比八百十九万三千円、四九・三％増の二千四百八十一万一千円計上いたしております。大幅増になった理由は、社会福祉士一名分を正規職員で対応したことによりです。

歳出につきましては、以上で説明を終了いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款介護保険料、一項一目第一号被保険者保険料は、現年度分収納率を前年度と同様の九八％と見込み、前年度に比べ〇・八％増の三億一千二百一十七千円を計上いたしております。また、滞納繰越分も収納率を一八％と見込み、前年度に比べ五・二％増の百九十七万四千円を計上いたしております。

三款国庫支出金から五款県支出金につきましては、歳出に見合っ

た歳入額を計上いたしております。

八ページをお開きください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金は、法定交付率を、一目介護給付費繰入金と二目地域支援事業繰入金、総合事業を一二・五％、三目地域支援事業繰入金、総合事業以外の地域支援事業費を一九・五％として、四目低所得者保険料軽減繰入金を一〇〇％、これは第一段階の保険料率が〇・五から〇・四五に軽減されるための差額

〇・〇五を国が補填するものでございます。五目その他一般会計繰入金の職員給与費、事務費に係る法定内の繰入金を加えた三億五千八百三十五万円を計上いたしております。

同款二項一目基金繰入金は、財源不足を補うため、西之表市介護保険基金条例第六条の規定により、七百三十一万一千円を繰り入れようとするものでございまして、これにより平成二十九年年度末基金残高は、二千九百五十一万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 一五ページの介護予防ケアマネジメント事業費なんですけど、ここが五百二十三万九千円の減となっております。先ほど午前中に審議された補正の中では、賃金の部分のマイナスだったり、それから、利用者が二百五十人から百五十人に減ったということも説明されておりましたが、四百七十七万二千円、この減

の主な内容を教えていただきたいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） 介護予防ケアマネジメント事業費の減の理由ということですが、共済費が七十二万九千円、賃金が百三十一万九千円ほど減っております。あと委託料が六百九十二万二千円減となっております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいと思います。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第二五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市後期高齢者医療特別会計予算であります。

議案第二五号、議案書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百万円と定めるものとございます。

内容の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員二名分の人件費のほかに、物件費など一千六十二万四千円を計上いたしております。対前年度比二百八十三万二千円の二・〇%の減となっておりますが、これは主に人事異動によるものでございます。

八ページをお開きください。

二款一項一目後期高齢者医療広域連合納付金には、広域連合からの通知により、附記説明欄のとおり、保険基盤安定分担金と保険料等負担金の合計額一億九千六百五十二万七千円を計上いたしております。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費には、長寿健診対象者二千五百九十二人分の受診券郵送料や七百三十人分の健診委託料、健診データ管理システム委託料など、対前年度比四十万五千円、八・五%減の五百七十七万円を計上しております。

四款諸支出金、二項一目繰出金は、人間ドック等費用に係るもので、対前年度比三十五万五千円、五五・〇%増の百万円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料は、前年度比二百二十八万七千円、三・〇％減の七千五百三万三千円を、二目普通徴収保険料現年度分は、対前年度比三百九十八万五千円、一二・九％増の三千四百八十九万円を計上いたしております。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金は、歳出一款総務費、歳出三款保健事業に係る人件費や物件費など、一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ二百二十三万三千円、一三・〇％減の一千四百九十六万四千円を計上いたしております。

同項二目保険基盤安定繰入金八千六百五十八万八千円は、低所得者に係る保険料軽減分で、歳出二款一項一目的後期高齢者医療広域連合納付金に対応するものでございます。

六ページをお開きください。

五款諸収入、四項一目雑入は、附記説明欄のとおり、健康診査補助金及び人間ドックに係る交付金、合わせて四百三十万二千円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二六号 平成二十九年度西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第二六号、平成二十九年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十九年度西之表市水道事業会計予算です。予算書条文をお開きください。

二条は、業務の予定量についてでございます。給水件数九万九千九百三十六件、総配水量百九十一万八千五百立方メートル、一日平均配水量五千二百五十六立方メートルを予定をいたしております。給水件数で千八十件、総配水量で三十七立方メートル、前年度の予定量を下回っておるところでございます。

建設改良費といたしましては、六億七千四百七十九万四千円を予定をいたしております。

三条につきましては、収益的収入及び支出の予定額であります。

収入の事業収益を四億五千万円とし、支出の事業費を四億四千万円とするものであります。

内容につきましては、一七ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の主なものは、一款事業収益、一項営業収益、一目給水収益の一節水道使用料は、対前年度比八百四十七万七千円減の四億八百八十三万八千円を予定をいたしております。

一八ページをお願いいたします。

二項営業外収益、二目他会計補助金、一節一般会計補助金につきましては、総務省繰出基準による経費の繰入れで、合計千二百二十万円のことにあります。

五目消費税及び地方消費税の還付金額は、三百万円を計上をいたしておるところでございます。

支出につきましては、一九ページをお願いいたします。

一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費の一億二千二百二十万六千円につきましては、対前年度比三百九十七万四千円の増を見込んでおります。

職員三名分の給与等、四節の賃金は、阿曾浄水場の監視人及び浄水施設の巡視員の合計四名分の賃金であります。

二〇ページ、十六節委託料の電気計装、機械設備点検それぞれ三百万円などで、前年に比べ百五十万円の減額をさせていただいております。

十七節手数料の水質検査は、原水及び浄水について検査を行うもので、前年に比べ六十六万三千円の増額を行っております。

二一ページをお願いします。

一款一項二目配水及び給水費は四千七百十六万九千円で、対前年度比二百六十九万円の増を見込んでおります。職員二名分の給与等を計上をいたしております。

二二ページの十七節手数料につきましては、量水器の取替え千二

十三個を予定をいたしておるところであります。

四目業務費は二千七百十四万四千円で、対前年比で二百十三万二千円の減額を見込んでおります。職員二名分の給与等を計上をいたしておるところでございます。

二四ページをお願いいたします。

一款一項五目総係費は三千八百八十四万九千円で、対前年度比三万六千円の増ということになっております。職員三名分の人件費等を計上をいたしておるところであります。

二五ページをお願いします。

二十九節会費負担金は、簡易水道負担金三十九万三千円が減少をいたしまして、前年に比べ、総額で三十九万三千円の減というふうになっております。

六目減価償却費は一億七千五百三十九万五千円で、対前年度比百八十八万五千円の減を見込んでおるところであります。

一目支払利息の一節企業債利息は、二百四十九万二千円減額の三千五百十六万九千円を見込んでおります。

一ページにお戻りをください。

本年度は非常に資本的収入及び支出について多く計上をさせていただいております。

四条は、資本的収入及び支出でございます。収入合計を六億五千二百六十一万六千円に、二ページの支出合計を八億一千四百五十万円で予定をいたしております。

内容につきましては、二七ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の執行計画書であります。

一款資本的収入、一項出資金、一目一節の一般会計出資金は、総務省の繰出基準に基づくもので、水源開発に係る分二十五万二千円、統合簡易水道分二千六百八十九万二千円ということになります。

二項負担金、一目一節の工事負担金八百三十五万五千円につきましては、県営中山間地域総合整備事業に伴う配水管移設補償費百五十五万五千円等三件に係るものであります。

二目二節他会計負担金千三百八十万円は、消火栓に要する経費として一般会計で負担をすべき金額の合計額というふうになっております。

三項一目一節企業債二億九千九百十万円につきましては、武部地区の生活基盤施設耐震化等交付金事業分一億四百三十万円、深川地区の生活基盤施設耐震化等交付金事業分五千七百七十万円、能野地区簡易水道統合整備分六千二百万円、簡易水道統合整備分七千五百十万円であります。

四項一目国庫補助金、一節簡易水道等施設整備国庫補助金は、能野地区分が六千五百万円、西之表地区の統合整備に係る分が七千五百十五万一千円であります。

二節生活基盤施設耐震化等交付金は、深川地区一億百九十五万円、武部地区五十五万円を計上をいたしております。

二目一節一般会計補助金は、簡易水道の統合推進に要した経費と

して、一般会計から繰入れがなされたものであります。

二八ページ、資本的支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一施設改良費の五節工事請負費の主なものにつきましては、市道洲之崎九号線配水管布設替え二百五十万円、以下、県道西之表南種子線配水管布設替え二千二百万円、武部地区生活基盤施設耐震化等交付金事業一億九千五百八十万円及び深川地区生活基盤施設耐震化等交付金事業一億八百万円、能野地区簡易水道等施設整備事業一億三千七百七十万円、西之表地区簡易水道統合整備事業一億五千三百二十万円等の十二の工事に係るものであります。

六節機械・装置購入費は、浄水場分のポンプの更新三百四十一万四千円等を予定をいたしております。

一款二項一目企業債償還金の一節元金償還金につきましては、対前年度比三百十萬五千円増の一億三千九百七十萬六千円を予定をいたしております。この結果、平成二十九年年度末の企業債残高は二億九千二百六十一千円となる見込みであります。

一ページにお戻りをください。

四条の括弧書きになります。資本的収入が資本的支出に不足する額一億六千八百八十八万四千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金一億四千三百四十万三千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額千八百四十八万一千円で補填するものであります。

二ページをお願いいたします。

五条につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法等を記載をいたしております。

六条は、一時借入金の限度額を三億円と定めております。

第七条は、予定支出の各項の経費の流用について記載をいたしております。

第八条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を記載をいたしております。

九条は、水道事業の経営基盤の強化を図るため、一般会計から補助を受ける金額を記載をいたしております。

第十条は、棚卸資産の購入限度額を記載をいたしておりますのであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 水道会計のところなんですけれども、一二ページと一三ページに絡むところなんです、平成三十年三月三十一日の着地を見まして、左側の流動資産の現預金の金額が四億四千三百七十七万円、これに対して、右側の負債の部ですけれども、固定負債のほうが十九億三千九百三十五万一千円と、企業債につきましては、流動負債につきましては一億五千九百十万円と。

で、これが一四ページの平成二十九年三月三十一日から今年度一年間かけての予算のような形になると思うんですけれども、現預金

が約二億二千九百万円の増ですね。で、固定負債の企業債につきましても、流動負債の企業債につきましても、それぞれ二億四千七百万円、流動負債の企業債につきましては、約千一百万円程度の増額になっているということなんです、先般お話しいただきました残った企業債等につきましては、支払い期限の関係もありますので、順次返済に回していくということなんですけれども、平成三十年の三月三十一日時点におきましては、現金につきましても増加して、負債についても増加しているというような格好になっているわけなんです、これについての考え方について教えていただけますでしょうか。

○水道課長（福山隆一君） すみません、六ページのキャッシュフロー計算書を見ていただければわかりいただけると思うのであります、ここに出ております一番下の欄であります、資金の期末残高四億四千三百七十七万円ということで記載をさせていただいております。業務活動によるキャッシュフローの分については一億四千二百二十三万三千円、投資活動によるキャッシュフローの分についてはマイナス一億九千八百九十九千円、財務活動によるキャッシュフローについては二億八千四百八十三万八千円ということでございますので、当然現金については増加をするという形になるかと思えます。

普通の会計ではございませんで、水道会計につきましては、収益的収入と資本的収入ということで、設備投資に係る分につきましては

は、貸借対照表の中に出てくるような取引にはなっておりません。結果として減価償却等の中で計上されるという形になるのですが、一旦予算上の部分については、貸借対照表にも損益計算書にも載ってこないという形になりますが、結果として貸借対照表には、企業債を借入れをするということになりますと、そこは増加をするという形になりますので、今年度は企業債の償還分よりも借入分が、当然、能野の集落、深川、武部等についてですね、多く事業を計上させていただいておりますので、当然企業債も増えてくるという形になろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十四日は休会です。十五日と十六日は

総務文教委員会で議案審議です。十七日から二十日まで休会です。

二十一日と二十二日は産業厚生委員会、二十三日と二十四日は各常任委員会で議案審議です。二十五日と二十六日は休会、二十七日は

議会運営委員会です。二十八日と二十九日は休会、三十日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案等審議であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後一時五十一分散会

本
会
議
第
三
号
（
三
月
三
十
日
）

本会議第三号（三月三十日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務所長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十九年三月三十日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

まず初めに、去る三月十九日に執行されました西之表市長選挙において御当選されました八板西之表市長が出席をされておりますので、御紹介をいたします。

八板俊輔西之表市長でございます。

○市長（八板俊輔君） よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永田 章君） それでは、定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 諸般の報告

日程第二 議案第三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第五号 西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第五 議案第六号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第七号 西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第九号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第一〇号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第一二 議案第一三三号 公の施設の指定管理者の指定について

西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第一三 議案第一四号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第一四 議案第二〇号 平成二十九年西之表市一般会計予算
日程第一五 議案第二一号 平成二十九年西之表市国民健康保険
特別会計予算

日程第一六 議案第二二号 平成二十九年西之表市交通災害共済
事業特別会計予算

日程第一七 議案第二三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場
特別会計予算

日程第一八 議案第二四号 平成二十九年西之表市介護保険特別
会計予算

日程第一九 議案第二五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医
療保険特別会計予算

日程第二〇 議案第二六号 平成二十九年西之表市水道事業会計
予算

日程第二一 議案第二七号 馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（F
CLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意
見書の提出について

日程第二二 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。
議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算に係る正誤

表が提出されましたので、お手元に配付いたしております。
以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三号 西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次に、日程第二、議案第三号、西之表市長
等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議
題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。
本委員会が付託を受けました議案第三号、西之表市長等の給与等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたしま
す。

本案は、平成二十八年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関
する法律の改正に準じ、特別職の給与に関する法律の一部を改正す
る法律が改定されたことで増額した支給割合を、平成二十九年西
降においては六月期及び十二月期の期末手当が均等になるよう配分
するため、条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、平成二十八年人事院勧告に伴い平成二十八年第四回定例会で改正された十二月期の○・一月分の期末手当支給割合を、平成二十九年年度以降については六月期及び十二月期の期末手当が均等になるよう配分しようとするもので、年間で三・二五カ月分との説明を受けました。

附則として、この条例は平成二十九年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論をいたしたいと思います。

この条例は、平成二十八年の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する答申を受けて、三役の給与を改正しようとする条例であります。

そもそも人事院勧告とは労働者の賃金格差を是正するための参考

であり、市長など三役の給与とは無関係であることから、また今回の議案については市長不在の議案であることから、市長の意思が反映されていないのではないのでしょうか。

平成二十八年第四回定例会に引き続き、以上をもちまして反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） おはようございます。

議案第三号、西之表市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対者は、三役とは人事院勧告は無関係であるということであり、また市長も不在であったということは一部認めるところもありますけれども、今回の議案については、市長の給与が○・一カ月上がったことについて、六月と十二月に分けて、○・〇五月分ずつ分けるというふうな議案でありますので、反対者の言われることはわかりませんが、議案についてはそのようなことから、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） もう一度求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第四号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、平成二十八年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容としては、扶養手当については、配偶者は現行一万三千円とされている手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の六千五百円に減額し、一方で、子に係る扶養手当については現行の六千五百円から一万円に引き上げるものです。

なお、平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例を規定しております。

次に、西之表市職員の給与に関する条例第十六条第二項は、市長等の給与等に関する条例の一部改正同様に、平成二十八年第四回定例会で改正された支給割合について、平成二十九年度以降については六月期及び十二月期の手当が均等になるよう配分するための一部改正で、一般職については○・一カ月分、再任用職員については○・〇五カ月分を勤勉手当で配分しようとするものです。

次に、第二条の西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十一条第四項の改正は、一般職同様、支給割合を○・一カ月引き上げ、期末手当、六月期及び十二月期の手当が均等になるよう配分するための改正です。

附則第一項は施行期日で、平成二十九年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五号 西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西

之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第五号、西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五号、西之表市職員の育児休業等に関する条例及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護休暇の分割取得及び介護時間の新設並びに法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象として範囲が拡大されたため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容としては、第一条は、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、将来における法律上の親子関係構築に向け実際に養育が開始されているなど、これに準ずるときも育児休業制度等の対象とすることが適当であることから改正しようとするものです。

第二条は、西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲につ

いて、現状の法律上親子関係にある子に限られているものを法律上親子関係に準ずると言えるような関係にある子にも拡大しようとするものです。

同条例第八条の三においては、育児等を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についても、職員が養育する子の範囲を拡大することとしております。

第十一条は介護時間の新設であり、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のために勤務をしないことが相当であると認められる場合、一日につき二時間を超えない範囲で、連続する三年までの期間、職員が勤務しないことを長が承認する仕組みを創設するものです。

また、介護休暇の分割取得を可能にするため、要介護状況ごとに合計六月以内との期間を堅持しつつ、介護休暇を請求する期間を三回の範囲内で分割取得できるようしようとするものです。

附則は施行期日で、平成二十九年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六号 西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容について説明いたします。

第二条の改正は定義規定の改正で、個人情報については電磁的記録や個人識別符号が含まれることとする個人情報の定義の明確化、指紋情報や顔識別情報の身体の一部の特徴を電子的に変換した符号、旅券番号等の個人に発行されるカード、書類の記載または電磁的に記載された符号等を個人識別番号とし、個人の人種、信条、病歴等を要配慮個人情報とするものです。

第四条を第四条の二とし、第三条の次に第四条を加える改正は、要配慮個人情報の収集は、法律等に定めのある場合または審議会が事務の目的のために必要かつ欠くことのできないと認められる場合以外できないことを規定するものです。

第十一条の改正は、個人情報取扱事務の届け出事項に要配慮個人情報が含まれる場合を追加するものです。

第十四条及び第十五条の改正は、開示請求があった場合の不開示情報に個人識別情報を追加する規定です。

第十八条以降、改正する条文等その整理についてそれぞれ規定しております。

附則第一項は、施行期日を平成二十九年五月三十日とし、附則第

二項は、西之表市情報公開条例の定義規定と本条例の定義規定の整合性を図る西之表市情報公開条例の一部改正の規定です。

附則第三項は、本条例第二条に第二項及び第三項を追加し、以後の項が二項ずつ繰り下げられたことによる西之表市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する規定です。

附則第四項は、要配慮個人情報を含む新条例第十一条第一項の規定について経過措置を置く規定です。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第六号、西之表市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党を代表いたしまして反対の討論といたします。

この条例は、マイナンバーカードを導入したことによる個人情報の流出をあらかじめ予想して、そのことに対応するための条例制定です。

昨年から導入されているマイナンバー制度ですが、カードの発行

数は、三月二十二日現在、本市の発行数千九百三十六枚、一二・二%にとどまっているのが現状ということです。

全国でも同程度の普及率で、セキュリティ対策にさらなる国の予算が湯水のように注がれる、そういうこともあることから、全国でも一七・一%の自治体が最高になっているということが、この前、国会でも答弁されておりました。このマイナンバー制度が国民の理解が得られないまま導入したことの矛盾がこの数字にもはっきりとあらわれているのではないのでしょうか。

マイナンバー制度の導入による個人情報流出を防ぐ手だては際限がありません。多くの国民の不安が払拭されないまま強行に導入された制度の導入に強く反対をいたし、条例の制定の危険性を指摘いたします。

今回提案されました第四条では、審議会が事務の目的のために必要かつ欠くことのできないと認められる場合以外、この個人情報を出すことはできないというふうに言っておりますが、認められれば、これらの病歴、信条など、公開してもいいというこの条例の本身であります。

あらゆる個人情報がこのように集積しているマイナンバー制度、悪用したい者にとっては価値の高い情報だと言われております。ITの専門家も、完全なセキュリティなどないと言われております。さらに、マイナンバーは年金番号と違って、勤務先など第三者に提示したり、管理を委ねることになります。このように、行政でもそ

うだと思えます。国民にとってのメリットは何もありません。個人情報の漏えいのリスクがさらに高まるのがマイナンバー制度だと言われています。情報漏れになれば、住民税、医療保険料、銀行預金口座など、被害ははかり知れません。実施の中止を求め、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者がおっしゃるように、電磁的なデータの中に個人情報が含まれている、これを奪い取って悪さに使うんじゃないかという危険はやはり絶えないところでございます。

しかしながら、マイナンバーカードを主に反対の理由とされるわけですが、マイナンバーカード、税の公平負担の問題もございませぬ。

それと、今現在ある、以前にはなかった問題でございませぬが、国際テロが一地域だけではなく地球的な規模で起こる可能性が大きくなっております。

そのような意味で、きつちりと情報を把握し、テロにつながるような資金の流れを押さえていく、このことはやはり国民の安心・安全を守る、そういう意味でどうしても必要な制度ではないかと思っております。

また、これに関連しまして、今回の個人情報保護条例の一部を改正する条例、反対討論者がおっしゃるような危惧があるということを受けてですね、きつちりと厳格化しようという条例の制定でございます。国のほうも、やはり国民の皆様の危惧を少しでも減らしていつて、このマイナンバー制度、また個人情報保護というものを厚く守っていききたい、そういう思いから出た条例の改正でございますので、その辺を御理解いただいて賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七号 西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七号、西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第七号、西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容としては、消費税率の引上時期の延長に伴う税制上の措置の施行日及び適用年度等の変更によるもので、第一条の西之表市税条例の附則第七条の三の二は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するために改めるものです。

次に、第二条は、平成二十八年西之表市条例第十六号で改正を行った西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を再度改正するもので、第一条中、附則第十六条は、軽自動車税の税率の特例を規定していますが、環境性能割の導入延期に伴う字句の整理です。

次に、第一条の二は、消費税が導入される平成三十一年十月一日以降に適用される条文を新たに追加するもので、内容としては、法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期の整備

になります。

軽自動車税の環境性能割は、平成二十九年四月の消費税一〇％へ引き上げられるときに自動車取得税を廃止して軽自動車税に環境性能割を導入する予定でありましたが、消費税率の引上時期の延期に伴い、施行期日を変更するものです。

附則として、第一条に施行期日を、第二条の二として市民税に関する経過措置を、第三条の二として軽自動車税に対する経過措置を定めております。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第七号、西之表市税条例及び西之表市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対の討論をいたします。

この条例は、消費税の一〇％の導入を財源にした軽減策であり、いずれ消費税で国民に負担を強いるものです。国民負担増となる消

費税を財源とする税制等であり、私は、消費税に頼らず、大企業や富裕層に応分の負担を求めれば、消費税を上げなくても財源の確保はできると、私たちは別の道を提案しております。

今、労働者の賃金は上がらないのに、年金や社会保障の負担増、一方で年金の引下げなど、国民の暮らしを圧迫しております。この条例は、そもそも消費税導入によって提案されている条例であります。これ以上の国民負担増では日本の経済も成り行かないことはもうこの間はずきりしているのではないのでしょうか。消費税には頼らない別の道、これを提案することとして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者のほう、消費税導入そのものに反対ということでございます。私自身、考え方が違いますが、総理の決断のもと、消費税のほう、アップしなかったことは正しい決断だったと思います。デフレ状況がいまだに改善されない今の日本の経済状況の中では、やはり一〇％導入断念をし、でき得るならば五％のほうに削減するほうが日本の経済を復興させる、復活させるにはいいのではないかと、そういうふうにも思ったりするわけですが、今回の条例案は、反対討論者がおっしゃるとおり、消費税率の値上げを受けての

改正であります。

すなわち、国の法律の改正に伴いまして、それに伴う対応する条例のほうも変えていこうというものであります。言葉は不適切かもしれませんが、手続を決めるようなものでもございます。今回、反対討論者がおっしゃるような、消費税の是非を問うような条例案ではございません。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第八号、西之表市国

民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

改正の主な内容は、国民健康保険税額の端数計算の特例の追加と減免の申請期間の改正です。

現状では、納期ごとの分割金額に千円未満の端数がある場合、その端数を最初の納期に加算することとなっているため、納税者にとって最初の納期の負担が大きくなっています。そのため、端数処理を行う基準を千円未満から百円未満に改正し、負担軽減を図るものです。

また、国民健康保険税の減免については、現状、納期限前七日までとなっている申請期間を納期限までに改正し、申請期間を拡充するものです。

施行期日は平成二十九年四月一日からです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第九号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議

案第九号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

改正の主な内容は、保険料率及び普通徴収に係る納期の改正です。保険料率については、平成二十九年より新たに公費投入による低所得者保険料軽減強化の実施が図られることとされていましたが、財源と見込まれていた消費税の増税延期に伴い、軽減の実施が見送られたことになったため、第二条保険料率の第一号から第三号までを改正するものです。

第二号、第三号の保険料率は、平成二十七年及び平成二十八年度における保険料率の特例で定めていた額と同額とし、第一号は現行の軽減措置が継続され、附則第三条で別に定めています。

なお、平成二十九年度の保険料率は平成二十八年度と同じである旨、説明を受けました。

普通徴収に係る納期の改正は、二月一日からの第六期について、同月二十八日までとなっていたものを同月末日までに改めるものです。

施行期日は平成二十九年四月一日からです。

審査の過程において、委員から、介護保険料の軽減措置を消費税の動向で行うのではなく、国庫負担の割合を増やすべきとの考えから反対との意見もありましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第九号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本案は、消費税増税の延期に伴い介護保険料の軽減措置を元に戻すとの説明がありました。納める側の保険料については増額になるとの負担感があります。

また、消費税については、社会保障に全額回すと国は言いますが、社会保障充実に利用されるのはただの一分相当の二・八兆円、その多くが財政赤字を埋めるものになり、一方で、国民には社会保障の負担増、給付減が続いております。消費税の動向で見込まれる保険料ではなく、介護保険料の国庫負担の割合を戻すべきとの立場から反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 西之表市地方活力向上地域における固定資産

税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一〇号、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第一〇号、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について御報告いたします。

本案は、地域再生法に基づき、西之表市内の地方活力向上地域に特定業務施設を新設又は増設する者に対し、固定資産税の不均一課

税をするため、条例を制定しようとするものです。

主な内容について説明いたします。

第一条及び第二条については、地方活力向上地域に係る固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるための目的及び定義を定めています。

第三条は、認定事業者に対し固定資産税の不均一課税を行うことができることを定めた規定です。

第四条は、固定資産税の不均一課税の対象業者を規定しています。

第五条は、不均一課税の期間及び税率を定めております。期間については、固定資産税を新たに課すこととなる年度から三年間とする規定です。

表にある法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業とは、東京二十三区から本社機能を地方活力地域に移し、特定業務施設を整備する事業をいい、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事業所又は研究所もしくは研修所で、税率は県内市等の例に倣い定めたことです。

法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業とは、地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業をいい、税率は同様に県内市等の例に倣い定めたことです。

第六条については不均一課税適用特定業務施設の指定を、第七条には報告を、第八条には指定の取り消しを規定しております。

第九条については、必要な事項は規則で定める委任規定を定めたものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、減額された固定資産税については交付税措置されると説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一〇号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第一一〇号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一一〇号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、国において複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に名称が変更されたことに伴い、同条例第四十四条、第四

十五条、第四十六条及び附則第三条の条文中の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に変更するものです。

サービスの内容は、通所介護を中心としながら必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるもので、本市に該当事業所はないとの説明を受けました。

施行期日は公布の日からとのことです。

審査の過程において、委員から、介護と看護は別々の専門性を持つており、当該者の負担が増え、サービスの低下につながる可能性があるとの反対意見がありました。本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第一一〇号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本来、介護と看護は別々の専門性を持つており、介護

が必要な方、看護が必要な方を判断することが重要であると考えます。

また、在宅介護を勧めることで、本人の意思に反して病院施設から退去させることも起こりかねません。

現在、介護士、看護師の確保が困難な実情があります。介護職、看護職を同じにすることで当該者の負担や責任の重さが出てしまい、結果、サービスの低下につながりかねないとの立場から反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第一一号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本議案の制定は、介護サービスを受ける受益者の選択を通所サービスと併用して複合的に利用できるようにするもので、特にターミナルケアなど、これまで十分には対応し切れていない高齢者へのサービス提供が可能となるものです。

現時点では適用対象となる本市の事業所はないとのことですが、受益者の利便性が向上することなど将来の選択肢を広げる意味で本条例の改正は必要なことであることから、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

提案理由のほうに、国において複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に名称が変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであるというふうにあります。

また、説明のほうでも、この事業、当該事業所は西之表市内にはないという説明を受けております。

反対討論者のほう、介護と看護は別だというふうに言っております。それがまたサービス低下につながる、よくわからない理由でございます。

皆さん御存じのとおり、介護をしながら、自宅でもそうですが、施設においてもですね、介護をしている間にその方が病気をしたりとかいろいろなげがをしたりとかいうことが生じてまいります。介護と看護は、その方にとっては密接なものでございます。

そういう意味では、介護と看護は全く別と切り離す理屈自体があり得ないのではないか、そういうふうにも思うわけがあります。

また、該当事業所なしということ、サービス低下につながるという論法も明らかにおかしいと私のほうは思います。

提案理由にありますように、これは名称の変更であります。複合型サービス事業者、複合型という言葉看護小規模多機能ということで、より具体的に利用者にとってわかりやすくしたものであります。この条例案、議案のほうが何か問題があるのか、私には全く理解できないわけでありませぬ。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一二二号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第一二二号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第一二二号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について報告いたします。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画に一部変更を生じたので、議会の議決を求めるものです。

過疎地域自立促進計画の議会の議決を要する変更については、過疎地域自立促進計画市町村計画参考資料の一、事業計画の自立促進施策区分一から九の項目について、各項目の概算事業費合計額のおおむね二割を超える変更であって、なおかつ計画本文の修正を伴うものとされています。

西之表市過疎地域自立促進計画、三、生活環境整備の事業計画の表を変更しようとするもので、これまで事業名、水道施設上水道、事業内容、阿曾浄水場集中監視装置更新事業とあったものを、事業内容を西之表地区水道施設中央監視装置整備事業に変更し、備考の欄に修正を追記するとともに、事業内容に新たに武部地区生活基盤施設耐震化等交付金事業配水管更新及び深川地区生活基盤施設耐震化等交付金事業配水管更新を追記し、それぞれ備考の欄に追加を追記しようとするものです。

追加分の武部・深川地区の生活基盤施設耐震化等交付金事業については、平成二十八年度に事業内容を見直したことにより事業開始が遅れ、今回の過疎計画の追加計上となったものと説明を受けました。

また、その他、斎場の老朽化に伴い斎場の炉の改修の必要性が生じたことから、概算事業費が変更前より率にして六〇・六％増えたとのことでした。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一二号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告に反対の立場から、日本共産党市議団を代表いたしまして反対の討論を行います。

そもそも長期振興計画に関連する計画であり、政治姿勢に対してまず反対をいたします。

この過疎計画には、まず水道事業について触れられておりますが、この水道事業の遅れについての市民への丁寧な説明も必要ではなかったかと指摘をいたします。

過疎計画の中では、図書館システム導入や放課後児童クラブの実施、子ども医療費助成など、住民生活に必要な切実な要求実現の計画については評価をいたします。

しかし、農業など第一次産業への施策の充実など、住民の暮らしに寄り添った長期振興計画でなければなりません。

また、今回、記載のミスも発覚をいたしました。

このように、政治姿勢を指摘し、そしてまたさらなる計画の充実を求めまして反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第一二号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対者は、長期振興計画等に関連して政治姿勢とか、水道事業については説明不足とか、そういうふうなことで反対だということでありましたけれども、今回のこの議案については、水道施設等の事業の変更等もあったことによって、内容を見直したことにより事業開始が遅れて、今回の過疎計画の追加計上となったと。

また、斎場については、老朽化に伴って改修の必要性ができたというところで改正をするということでもありますので、議案はそうでありますから、全体としては反対というのも立場はわかりますけれども、今回の議案についてはそのようなことですから、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第一三号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第一三号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一三号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市安納地区活性化センターの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者として、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの五年間、安納校区を指定しようとするものです。

本施設は、本年度末まで同団体が指定管理者に指定され管理を行ってきており、引き続き指定するものです。

安納校区は、地域との連携、地域が一体となった取組みが期待できることやこれまでの実績、経験を踏まえて指定管理者としてふさわしいと判断されたとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一二番 生田直弘君〕

○一二番（生田直弘君） 議案第一三号についてお伺いします。

こちらの公の施設の指定管理者の選定についてですけれども、こちらは、公募、非公募、あると思いますが、公募、非公募、どちらでしょうか。もし非公募なら、非公募に決めたプロセスと、また業務委託等がある中で公募ではなく非公募にした理由を教えてください。

い。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 公の施設の指定管理者の指定についてですけども、公募ではなくて指定管理、非公募にした理由と
いうことですけど、公募にしました。委員長報告でも述べたとおり、
指定管理者選定委員会において、安納校区は地域が一体となった取
組みへの期待ができることや地域と連携した取組みが可能なこと、
これまでの実績、経験を持っているということ、指定管理者とし
てふさわしいと判断されたことが選定された理由です。
以上です。

○議長（永田 章君） 生田議員、よろしいですかね。

○一二番（生田直弘君） 公募、非公募は。非公募か公募か、教え
ていただけますか。

○産業厚生委員長（木原幸四君） 公募です。

○議長（永田 章君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一四号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第一四号、公の施
設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議
案第一四号、公の施設の指定管理者の指定について、審査の結果を
報告いたします。

本案は、西之表市宮種子島牧場の管理及び運営を効果的かつ効率
的に行うため、引き続き指定管理者として、平成二十九年四月一日
から平成三十四年三月三十一日までの期間、公益社団法人西之表市
農業振興公社を指定しようとするものです。

本施設についても本年度末まで同団体が指定管理者に指定され管
理を行ってきており、引き続き指定するものです。

西之表市農業振興公社は、農家や関係機関・団体とも連携し、一

体となった取組みが期待できることやこれまでの実績、経験を生かしてよりよい施設としていく能力が認められることから、指定管理者としてふさわしいと判断されたとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 議案第一四号の指定管理者の件ですけれども、こちらの西之表市営種子島牧場の非公募で選定されたということですが、業務委託にできなかった理由というのはあるか、教えてください。

○議長（永田 章君） 休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午前十一時二十三分開議

○議長（永田 章君） 議案審議を再開いたします。

木原産業厚生委員長、答弁を求めます。

○産業厚生委員長（木原幸四君） その部分についての審査は深くされておりません。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二〇号 平成二十九年西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算について御報告いたします。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ九十億六千万円と定めるもので、骨格予算となっております。

債務負担行為は一件で、定住促進事業（住宅家賃補助）平成二十九年申請分で、期間は平成三十年から平成三十二年まで、限度額は百五十六万円です。

地方債は災害援護資金貸付事業外三件で、限度額を四億五千七百三十八千円と定めております。

一時借入金については、最高額を三十億円と定めております。まず、歳入から説明いたします。

市税の市民税の個人分は、昨年は農業所得の想定減で計上していましたが、農業共済金等により収入増になったことから増額となっております。

次に、固定資産税は、現年課税分は収納率を対前年度比〇・二八%増の九七・〇八%、繰越分は対前年度比三・二%増の二一・四四%で積算しております。

軽自動車税は増額であり、かつ伸び率では一〇一・六%となっております。平成二十七年度の税制改正も大きな要因とのことです。

市たばこ税については、対前年度比三・九%増となっておりますが、税制改正による縮減、廃止の影響が反映されているとのことです。

地方消費税交付金は年四回の交付になっており、消費税八%のうち一・七%が地方消費税、県税となり、その二分の一が市町村に交付されるもので、消費の動向により左右されることになっておりま

す。

地方交付税も年四回に分けて交付され、依存財源の一般財源ということで歳入の約四四%を占めています。

普通交付税の部分が対前年度比減額となっております。これは、平成二十八年度確定額に、地方財政計画により対前年度比マイナス二・二%となっていることからこれを受け、一定の要件を考慮し計算しているとのことです。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を増額しておりますが、歳出では五〇%相当を返戻金相当の返礼品として計上しております。

基金繰入金は、当初予算財源調整分として、ふるさと応援寄附金は二十四事業に充当されております。

市債は、臨時財政対策債は地方財政計画によって市町村にあっては一三%増が示されたことから、平成二十八年度決算額に乗じて算出しております。

辺地債は、学校給食センター配送車更新及び調理機器等の更新が継続事業として、また熊毛地区消防組合の負担金で西之表消防署の救急自動車の更新が計上されております。

次に、歳出について説明いたします。

総務管理費の一般管理費が前年と比較しての減額の主な要因は、職員の育児休業による減額と人事異動によるものです。

企画費には、新規事業として、平成二十九年四月一日に有人国境離島法が施行されることから、鹿児島県を事業主体として、種子島

関係航路・航空路に係る運賃低廉化事業の実施に伴う予算が計上されております。

地域振興費の増額はふるさと納税推進事業で、ふるさと納税者への返礼品を送付する参加事業者記念品発送業務及び事業推進のための広告費等を新たに計上しております。

統計調査費の地籍調査事業は、下西の百四ヘクタールと安城平山の五十二ヘクタールの計百五十六ヘクタールを予定しております。これが終了しますと、進捗率は約六四％になります。

消防費の常備消防費は、熊毛地区消防組合負担金が主なもので、西之表消防署の高規格救急自動車購入事業によるもの。

学校給食センター運営費は継続事業で、給食配送車、厨房機器、冷蔵庫、冷凍庫、ボイラーの更新を予定しています。

小学校費の扶助費の増額は、就学援助費の対象児童の増であり、修学旅行は国上小、現和小を除く全ての学校で実施するため、増額となっております。各小学校、種子島中学校の学校配当予算は前年度並みで計上しております。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、委員会審査の途中において予算書の正誤表が提出され、既にその部分について審査が終了していたことから、再度委員会審査を行いました。

審査の過程において、委員からは、現時点で正誤表が提出された

ことの責任は重い。最近、正誤表の提出が頻繁になされており、基本的な考え方からしても、主管課のみならず全体に今回の教訓を波及させていただきたいとの厳しい意見があったことを申し添えます。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案第二〇号、平成二十九年度西之表市一般会計予算のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

本予算は骨格予算となっており、継続事業が主なものとなっております。民生費について。

社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業は、低所得者層の家計負担軽減のため給付金を支給するもので、単価の改定などにより増額となっております。

障害者福祉費の障害者自立支援給付事業は、障害者の自立を支援するために各種障害福祉サービスを提供するため、対象者や一人当たりの事業費の増加などが予測されるため、就労継続支援と共同生活援助などで主に増額となっています。

児童措置費の教育・保育施設等給付費支給事業は、保育園、認定こども園を利用する未就学児の認定区分に応じて施設に対する給付費を支給するもので、八園で五百名を見込んだ額となっております。

衛生費について。

環境衛生費の合併処理浄化槽設置補助金は、家庭排水から川や海の環境を守るため、小型合併処理浄化槽設置を推進するものです。

農林水産業費について。

農業委員会費は、農地利用最適化推進委員十三名を新たに設置するための経費等を見込んでいます。

農業振興費、負担金補助及び交付金の援農隊マッチング支援事業は、労働力を求めている農業者と仕事を探している方のマッチングを図るため設置した援農隊の運営補助です。

農業経営合理化対策事業費では、新規就農者及び青年就農者を対象に、就農意欲の喚起と就農後の定着を図り青年就農者の拡大を図るための支援を行う費用が引き続き計上されています。

林業振興費は、有害鳥獣対策としてシカ千九百五十頭分の報奨金を計上し、鳥獣被害防止に努めることとされています。

水産振興費には漁場の生産力の向上と所得向上につながる取組み等を支援する交付金が含まれ、引き続き五集落が取り組むとのことです。

商工費について。

商工振興費は、商店街の空き店舗を活用し、にぎわい、回遊を生み出すための情報の提供や企画イベント等を開催する費用などを計上しています。

観光費では、種子島の魅力を島内外に発信するために、民泊型教

育旅行のさらなる推進及び受入体制の整備、確立及び誘客、PR活動を展開する事業を昨年に引き続き計画されています。

産業創出費は、企業立地の推進、企業活動への支援、新産業創出や雇用対策に係る事業調整を行うものなどです。

土木費について。

道路橋梁維持費の工事請負費は、市道側溝敷設替え、舗装、補修工事などに係るものですが、道路新設改良費、都市計画費の公園管理費と同様に骨格予算に伴う減額となっています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） よろしいですか。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二〇号、平成二十九年西之表市一般会計予算、委員長報告に反対の立場から、日本共産党市議団を代表いたしましたして反対の討論をいたします。

今議会の子算については、骨格予算としながら、市長不在の状況

での議案第三号、条例提案の予算計上に対して、まず指摘をいたします。

さらに、市民の要求や期待が多い住環境整備費は、市の経済活性化や市民の要望の強い予算であり、四月当初から市民の活用できる体制をとる予算計上をされるべきではなかったかと指摘をいたします。

このことに関して、市民不在の姿勢であり、予算計上であることを指摘せざるを得ません。

さらには、委員長報告にもあったとおり、審査終了後に収入予算の積算ミスが発覚したことについて、本市は、委員長報告にもありましたけれども、地方交付税に歳入の四四％を依存しております。そういう現状の中で、本市の家賃の歳入ミスは重大なことではなかったでしょうか。

委員会として全会一致の指摘とならなかったことについては、議会のチェック機能を果たせない、市民の立場に立たない対応ではなかったかと強く指摘をいたしまして反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔二番 小倉初男君登壇〕

○二番（小倉初男君） 平成二十九年度西之表市一般会計予算について、各常任委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ九十億六千万円となり、昨年との比較で四億七千九百万円、率にして五％の減額となっております。

一月の改選後最初の定例会ということを踏まえ、本予算は、主な建設改良事業や政策的事業で新規のものなどを除いた骨格予算となっておりますが、住民生活に影響が大きいと思われるものや広域的な取組みが必要なものは一部計上されております。

予算の明細は各常任委員長報告のとおりであります。新規事業としての有人国境離島法関連事業で航路・航空路運賃低廉化事業への負担金の計上は、市民が待ち望んでいた離島割引運賃で、通院などに、交通費の負担軽減となります。

また、地域振興費のふるさと納税推進事業は、寄附金の見込み額に伴い二千万円の増額となっております。平成二十九年度の目標寄附金は七千万円で、年を追うごとに関心が高まっております。

空き家バンク事業も、市街地の活性化に向けて必要とする事業だと思えます。

小さな拠点づくり事業、地域おこしパートナー事業、校区集落支援事業等が計上されております。特に、校区集落支援事業は、過疎化に歯どめをかける上からも大変重要だと思えます。

また、商工振興に係る事業としては、まちかどインフォメーションセンター事業や種子島通貨発行事業、産業創出・雇用促進事業、また農業振興に係る事業、園芸生産組織育成事業や鳥獣被害防止に係る五つの事業、援農隊マッチング支援事業、新規就農総合支援事業などが計上されています。中でも、農家にとって、鳥獣被害防止対策は急がなければならない大きな問題であります。

福祉に係る事業としても、臨時福祉給付金給付事業、障害児施設給付事業、障害者自立支援給付事業、放課後児童健全育成事業、児童手当給付事業などが手厚く組み込まれています。

また、教育費においては、新規に奨学金も増額されております。地元の子供や地域との相互交流を深め地域の活性化を図る山村留学里親支援事業では、昨年度よりも受入人数も増え、国上小学校など四校七人を受け入れることになっています。さまざまな教育活動を通して豊かな人間育成が将来の西之表市を担う子供たちの生きる力を育てることになると思います。子供たちをみんなで育てていくことは大事なことです。

反対討論もありましたけれども、本予算は、先ほど申しましたが、有人国境離島法に係る新規の計上も一部ありますが、建設改良事業や政策的事業で新規のものには除いた骨格予算であります。市民生活に直接かかわる重点的政策と全体的なバランスのとれた予算であり、早急に本市の施策運営を図る上からも適切な予算だと判断し、両委員長報告に賛成の討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者のほうの発言、かなり一方的な思い込みによる発言が多かったかと思えます。日本共産党市議団を代表したということでございました。市長が不在、これはやむを得ないことでございます。市民も不在というふうにおっしゃってございました。本当にそうなんでしょうか。政治姿勢を問うこともできません。市長が不在でありますから、当然、日本共産党市議団のほうは政治姿勢のことも反対の討論の中によく述べられているわけですが、今回はそれは当たらないかと思えます。やはり反対と言うならば、それがだめだ、はっきりと減額修正を求めるぐらいのものがなければ、根拠がなければならぬ。そうしなければ、いたずらに反対のための反対になるのではないかと思うわけであります。市民生活をとめるということにもつながりかねません。

先ほど賛成討論者がおっしゃいました。四月一日から有人国境離島法、これに伴いましていろいろなもの、航空運賃、さまざまなものが安くなっています。そのことすら否定するのかどうかという、見識を疑われるわけであります。

市民生活をとめる、議会の予算をとめるということは、市民生活を維持しない、とめるということだということを十分認識していただいて、市議団としても無責任な発言はしないようお願いいたします。私の賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は、原案可決とのことであり、各所管常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第二一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十億六千万円と定めるものです。

主な内容について、歳出から説明いたします。

総務費の一般管理費には、健康保険課の給付担当職員六人と税務課の賦課徴収担当職員四人分の人件費や物件費などが計上されています。

次に、保険給付費の療養諸費は、平成二十八年三月から八月診療分の実績に基づいた被保険者一人当たりの療養給付費等に被保険者数等乗じて推計した額に審査支払い手数料を加えた額を計上しています。一人当たりの一般被保険者療養給付費が伸びたことに伴い増額されています。

出産育児一時金は、過去五年間の実績から推計し二十九件分、葬祭費も同様に推計し、五十件分を計上しています。

共同事業拠出金は、県国保連合会からの拠出負担額案により計上しています。

特定健康診査等事業費は健康診査委託料が主なもので、四十歳から七十四歳までの保険加入者を対象とした特定健診に係る費用で、受診率を現実に近い五〇％に変更したため、前年度と比べ減額となっております。

基金積立金は、平成二十八年度十二月補正時における予備費執行残額の五％に相当する額を計上しています。これにより、平成二十九年末の基金残高は一千九百九十万三千円となる見込みです。

予備費は、保険給付費の三％を計上しており、今後、保険給付費が六％に伸びてもこの予備費で賄えるとのこと。

次に、歳入について。

国民健康保険税は、医療費の支出見込み額から国・県支出金や一般会計繰入金等を差し引いた額を計上しています。

前期高齢者交付金及び共同事業交付金など、税以外の歳入が増となったことなどにより、差引きで保険税が減となっています。

収納率については、一般被保険者に係る現年度課税分として、医療給付費分を九三％、介護納付金分九二％、後期高齢者支援金分九三％、滞納繰越分として、医療給付分を二四％、介護納付金分を二二％、後期高齢者支援金分を二七％と見込んで計上しています。

また、退職被保険者に係る収納率については、現年度課税分として、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、それぞれ九七％、滞納繰越分として、医療給付分を三九％、介護納付金分を四三％、後期高齢者支援金分を四七％と見込んでいます。

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金については、それぞれ定められた積算方法に基づき算定しています。

一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億五千九百三十七万六千円を計上しています。

なお、本当初予算は、平成二十八年度療養給付費や被保険者の所得等の確定が五月以降になることから暫定的なものとして提案されており、さきの数値の確定と国の予算編成方針を踏まえ、十分な検討を加えた上で六月定例会で本予算が提案されるということです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第二二号、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたしま

す。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第二二号、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算について御報告いたします。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ二百四十六万六千円と定めるものであります。

まず、歳出について説明いたします。

事業費に二百四十二万一千円を計上しています。

賃金は、共済加入業務のための臨時的雇用者に係るもので、月十五日間雇用で四カ月を見込んでいます。

需用費のうち印刷製本費は、圧着はがきに係る費用です。

負担金補助及び交付金は共済見舞金です。

基金積立金は基金に積み立てるもので、平成二十九年年度末における交通共済基金の残高は三千百二十一万円になる見込みです。

次に、歳入の主なもの共済会費収入二百四十四万五千円で、会費納入加入者は八千五百十人分を見込んでいます。

利子及び配当金の一万九千円は、交通災害共済基金の運用利息であります。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

△議案第二三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第二三号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二三号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十九万二千円と定めるものです。

歳出の主なものは、各種研修会等への参加旅費、施設維持のための修繕料、委託料と地方卸売市場基金への積立金及び一般会計への繰入金です。

歳入は、市場使用料が主なものです。

これにより、平成二十九年西之表市基金残高は三百二十一万五千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計予算につい

て、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十一億二千二百万円と定めるものです。

歳出の主な内容について。

総務費の一般管理費は、職員八名分の人件費、物件費などが計上されています。

介護認定審査会費は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金で、本市の負担割合は六二・四八%です。保険給付費について。

居宅介護サービス給付費のうち、通所介護サービスの利用定員十人以下のサービスが地域密着型介護サービスに移行したことに伴い、昨年に比べて居宅介護サービス給付費が減少し、地域密着型介護サービス給付費は増加しています。

施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設の利用者千四百五十二人、介護老人保健施設利用者八百二十八人と見込んで計上しており、居宅介護サービス計画給付費は、要介護者九百十一人分のケアプラン作成分です。

介護予防サービス等諸費は、要支援者百五十二人に対するサービスです。

高額介護サービス等費は、過去三年間の実績をもとに前年度の決算見込みを勘案して計上しています。

特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策として負担上限を

設けて補足的に給付を行うものです。

包括支援センター運営事業費は、社会福祉士一名分を正規職員で対応したことに伴い増額しています。

次に、歳入について。

第一号被保険者介護保険料は、現年度分の収納率を前年度と同様の九八%、滞納繰越分は収納率を一八%と見込み計上されています。

一般会計繰入金は、法定交付率を、介護給付費繰入金と総合事業の地域支援事業繰入金を一二・五%、総合事業以外の地域支援事業繰入金を一九・五%として積算した額に低所得者保険料軽減繰入金と職員給与費、事務費に係る法定内の繰入金を加えた額が計上されています。

基金繰入金は、財源不足を補うために七百三万一千円を繰り入れるもので、これにより、平成二十九年度末の基金残高は二千九百五十一万円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第二四号、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。先ほど、議案第九号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され、被保険者の負担軽減が見送られたところであり、また三年ごとの介護保険制度の見直しのたび、被保険者の負担は増加する一方です。

また、給付においては、特別養護老人ホームの入所資格が実質要介護三からとされたこと、あるいは総合事業の開始に伴い要支援一・二の被保険者のサービス利用が制限される等々、サービス利用の幅は狭められていく一方です。

また、介護職員の人材不足による施設サービスの質の低下も憂慮されていることは皆様も御承知のとおりだと思います。

そのような中、被保険者の負担軽減や利用サービスの質の向上、さらに家族や介護施設従事者等、介護する立場の方々の負担軽減への具体的な取組みは遅々として進まず、また市においてもほとんど議論、検討がなされていない状況だと思えます。

そのような中で、抜本的な制度の見直しの検討あるいは市独自の取組みへの議論、検討を訴え、反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二四号、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計予算について、委員長報告に反対の立場から、日本共産党市議団を代表いたしまして反対の討論をいたします。

議案第九号、第一一号に関連して反対の討論を行いたいと思いますが、今、国は、通常一兆円程度の社会保障の自然増を六千億円から五千億円に押さえ込む計画であります。そしてまたさらに、平成二十九年度は自然増一千四百億円を削る計画も、今、国会で出されております。

その標的にされているのが医療と介護の問題です。高齢者を狙い撃ちにした介護保険の負担増計画では、単身で年三百八十三万円以上の現役並み所得の自己負担は二割から三割へ引き上げる方針が打ち出されており、二〇一五年八月からはひとり暮らしで年二百八十万円以上の人の負担が二割になったばかりで、利用者や家族からは負担が増えて生活できないという痛切な声も上がってきておるのは皆様にも昨年も訴えをいたしました。

介護は、医療と違いました長期化をします。その長期化するため、一旦介護を受けてしまえば、ほぼ一生その介護保険を受けなければいけない、そして払わなければいけない、そういう大変な介護保険制度であります。これでは暮らしを壊しかねません。

本市は、平成二十七年から、介護保険を少しでも安くするという目的のもとに、平成二十七年から要支援一・二の人が介護保険を使えない、こういう制度に全国に先駆けて加入をしております。

この総合事業対応では、要支援一・二の人たちが早期に重度化を招いてしまう、こういうことが全国の自治体から声が上がって、総合窓口の制度はまだ全国的に普及をしております。

私たちは、この介護保険制度、保険料は四十歳から払っても、いざ介護を受けたい、そしてまた先ほどの反対討論者の方もありませんけれども、介護度三以上の人が特別な環境を除いては施設に入所できない、こういう大きな問題もはらんでおります。

先ほど、介護保険制度、医療と介護の切り捨てが行われておりますということを行いました。具体的には、みとり制度を国が養成強化をしていくということでもあります。病院で入院するときにお金がかかり、そして介護保険でもお金がかかる、だから居宅で介護をしてみとつていこう、そのために医療と介護の予算を減らしていく、これが介護保険の大きな問題点であることを指摘いたしまして反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険制度、この中にも、理事者の方、議員の中にも有効に活用させていただいた、いただいている方もいらっしゃるかと思います。私自身もこの介護制度のおかげで本当に助けられた思いがしております。

この制度、そもそも助け合いの制度でございます。助け合いでございますが、財政的な問題を考えますと、サービスが充実すればするほど負担は大きくなる、これは当たり前の話であります。サービスだけを提供していく、その裏づけはほかのものに求めていく、財源はどうするのか、そういうことも考えていかなければなりません。そのような意味もありまして、消費税の増税を国のほうは考えているわけでございますが、やはり介護制度、目的はよかったですけど、運営はどうなのか。完璧な制度など初めからあり得るわけではないわけでありまして。この介護制度も、本当に市民負担の問題もございまして。財源の問題もございまして。このバランスをどう維持するかが一番大切な問題でありまして、その辺を考えていただいて、徐々に整備され、国民のため、また西之表市民のためになる制度になりつつあるかと思えます。今日反対討論者が言われたような批判も生じるわけでありまして、その批判をきちっと受けとめて、国も自治体もこの制度を改善しようという思いで毎日の仕事をこなしているわけでございます。その辺の御理解をいただいて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第二五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二億一千六百万円と定めるものです。

歳出の主な内容について。

総務費の一般管理費は、職員二名分の人件費、物件費などです。

後期高齢者医療広域連合給付金には、広域連合からの通知により、保険基盤安定分担金と保険料等負担金を計上しています。

保健事業費の健康保持増進事業費では、長寿健診の対象者二千五

百九十二人への受診券郵送料や七百三十人分の健診委託料、健診データ管理システム委託料などを計上しています。

次に、歳入について。

特別徴収保険料は、前年度比三・〇％減、普通徴収保険料現年度分は、前年度比一二・九％増となっています。

一般会計繰入金の事務費繰入金は、歳出の保健事業費の人件費や物件費など、一般会計から繰り入れるものです。

保険基盤安定繰入金は低所得者に対する保険料軽減分で、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に対応するものです。

諸収入の雑入は、健康診査補助金及び人間ドックに係る交付金を計上しています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん登壇〕

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、委員長報告に反対の立場から、日本共産党市議団を代表いたしまして反対の討論と

いたします。

この後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の人を国民健康保険として社会保険から外して、高齢で病気のリスクの高い高齢者のみを囲っている制度であります。

このリスクの問題は、先ほどの介護問題と問題は大変同じでありまして、高齢者が健康で過ごす、このことが一番の願いであります。高齢者が病気になったときの対応が厳しくなっております。

広域連合で運営をした当初は、一人当たりの医療費、この西之表市は比較的安いほうでありましたが、暫定的にこの保険料が安くなくなっておりますが、ここ最近は大変保険料も高くなっているような状況です。

滞納額が千九百五十万円ということで報告を受けましたが、この中で、ペナルティーとして短期証の発行をしているということが報告がありました。

そしてまた、資格証、ほとんど保険証がなく無保険になるということについては、これは七十五歳以上そして高校生以下の人たちには資格証を発行しないという厚生労働省の答弁がありますが、委員会の中で、資格証発行も辞さないというような発言があったように受けとめられました。私は、七十五歳以上の資格証発行を絶対してはならない。これは厚生労働省も指摘をしているところでありまして、

このような行政の姿勢に対しても、そしてまた後期高齢者医療制度、この制度についても指摘をいたしまして、反対の討論をいたし

ます。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二六号 平成二十九年西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第二六号、平成二十九年西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二六号、平成二十九年西之表市水道事業会計予算について、

審査の結果を報告いたします。

第二条では、給水件数九万九千九百三十六件、総配水量を百九十一万八千五百立方メートル、一日平均配水量を五千二百五十六立方メートルと予定しています。

建設改良費は六億七千四百七十九万四千円となっています。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額を定めています。

収入の主なものは水道使用料で、対前年度比八百四十万七千円の減を見込んでいます。

一般会計補助金は、総務省繰出基準による経費の繰入れです。

支出については、営業費用の原水及び浄水費に職員三名分の人件費などを計上しています。

手数料の水質検査は、原水三十九項目、浄水五十一項目等について検査を行うもので、修繕費は、阿曾浄水場等の浄水施設の維持補修のための費用を計上しています。

特別修繕引当金繰入額は、活性炭入替えに備えるものです。

配水及び給水費に職員二名分の人件費、業務費に職員二名分の人件費、総係費に職員三名分の人件費を計上しています。

第四条は、資本的収入及び支出の予定額を定めています。

収入の一般会計出資金は、水源開発及び簡易水道統合に係る企業債元金償還に対する総務省の繰出基準に基づく額を計上しています。

また、工事負担金は、県営中山間地域総合整備事業に伴う配水管移設補償費、県営総合流域防災事業に伴う送配水管布設費、県営水

利施設整備事業に伴う仮設管布設費です。

企業債は、武部地区と深川地区の生活基盤施設耐震化等交付金事業分、能野地区簡易水道統合整備などに係るものです。

簡易水道等施設整備費国庫補助金は、能野地区、西之表地区分となつています。

支出の施設改良費、工事請負費の主なものは、市道洲之崎九号線、市道上之原東町線、県道西之表南種子線の配水管布設替え、県営総合流域防災事業に伴う送配水管布設、武部地区・深川地区生活基盤施設耐震化等交付金事業、能野地区・西之表地区簡易水道統合整備事業などです。

機械及び装置購入費は、浄水場のポンプ更新、浄水場滅菌機更新、第六配水池水位計更新、減圧弁の更新等を予定しています。

企業債償還金の元金償還金は一億三千九百七十七万六千円を予定しており、これにより、平成二十九年度末の企業債残高は二十億九千二百六万一千円となる見込みです。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしています。

審査の過程で、委員から、給水人口が減少していく中で、経営改善の措置を行わなければ、市民への負担が懸念されるため反対との意見もありましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第二六号、平成二十九年度西之表市水道事業会計予算について、委員長報告に反対の討論を行います。

これまでも水道事業会計については、人員を削減したり人件費を節減したりと、夜間の仕事等ある中で経営努力をされていることは十分に承知しております。

経営改善については、今後も配水管の漏水防止、有収率を上げることなど、最大限の努力を求めるものであります。

給水人口が減る中で、水道事業への何らかの措置がされなければ、市民負担、料金値上げが懸念されます。

よって、この水道事業会計については反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成な立場から討論をさせていただきます。

反対討論者の方、市民の方にし寄せが来るのではないかという御不安がある、当然であります。将来的にそういう可能性が大いに

あるわけであります。

しかしながら、どうすればいいのかという明確な代替案はなくして、反対、反対でいいんでしょうか。では、どうすればいいのかという声はないんでしょうか。意見はないんでしょうか。

私自身は、十数年以上前から水源の一本化、今、阿曾浄水場のほうと西京ダムのほう、二本あります。さまざまな事情があつて水源が二本になっているわけですが、人口減少に伴つて水源の一本化、さまざまな方向で検討していかなければならない、その旨、申し上げております。

そして、先ほども出ましたが、有収率の向上のため、老朽管、高度成長期に配管された水道管がほとんどであります。今は、水道管が破裂し水漏れが発生したときに対応しているという状況であります。このままではいつまで老朽管の更新事業ができるかどうか、見通しが一切立たない状況であります。正確ではありませんが、この老朽管更新事業をやるうと思えば、三十年から四十年、二十億円、三十億円、そういった金額が必要になるとも聞いております。

そのような中で、反対、反対で、明確な代替案も出さず、反対のために反対をする、まさに無責任と言わざるを得ない、そういうふうに思います。

以上で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 議案第二六号、平成二十九年西之表市水道事業会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

今ほど反対討論者の討論の趣旨、また賛成討論者の趣旨、それぞれありましたけれども、そういうことを踏まえながら、ぜひ反対討論者には理解をしていただきたいと思うんですが、給水人口が減少しているということは承知の上で、今まで以上に経営の改善をお願いしたいと、そうでなければ、いずれ今後、水道料金の値上げに影響を与えますよという、そういう指摘だったというふうに思います。

で、しかしながら、ぜひ御理解をいただきたいのは、担当課も自分その点は踏まえつつ経営努力はしている。現在、単年度収支においては黒字決算を出しているというのもぜひ御理解をいただきたい。経営努力はしているというふうに私は承知をするところであります。

ただ、今後、本予算のさらなる水道会計の改善を求める上においては、これまでの本予算に係る経緯とそしてまた現状を十分我々議員が認識をした上で、今後、水道会計については議論を尽くしていくべきだろうというふうに私は思います。

先ほどもお話ございました、水道会計はほぼ毎年度老朽管の更新を行っております。三十年、四十年前に布設された市内各地の配水

管が漏水やそしてまた破損等で多額の工事費を要しております。また、有形固定資産である施設なり機械類等もそれぞれ耐用年数があり、更新、修繕等が必要になってきます。

そしてまた、平成二十八年度の決算においては、給水単価約二百六十二円と供給単価約二百四十六円のアンバランス、この差額が赤字を生み出す一因でもあります。水道水をつくっても、水道水を使用する家庭や人がいなければ、経費を要した水道水は赤字を生み出すだけの水道水です。

そういう意味では、これを改善するには、やはり第一義的に人口減少対策を全庁的に行い、そして少しでも給水単価と供給単価の差額を解消することが最重要だろうというふうに考えます。

また、これまでの経緯として、本市は、市民が市の水道を使用する際に、市に対して個人負担金という制度はありません。お隣の種子町や南種子町、また県下十九市のほとんどの自治体では、自治体の水道を使用する際には、個人負担金として数万円程度を負担しております。高いところでは、鹿児島市が七万円程度の負担金を自治体に納入をしているという状態であります。本市ではこうした個人負担金制度がこの市の水道が始まって以来ありません。そういう意味では、この財政にも一定影響を与えていることは事実だということに思います。

そして、今回は、深川や武部地区、能野地区の集落水道から市の水道への統合にも、国の補助金もありますけれども、企業債も今回

の予算で予算計上をされております。私は、今回、こうした深川、武部そして能野、それぞれ四地区の市の水道への統合は、担当課としても、四地域住民の福祉向上に資するという、そういった一面も担いながら今回こういった水道会計予算に予算を計上しているというふうな受けとめております。

平成二十九年度末の企業債残高見込みは約二十一億円です。この企業債についても、これまで随時利率の安いものに借り換えを行い、財政健全化にも努めております。

こうした経緯と現状を踏まえながら、市民が安心して、安定的に供給できる水道事業にしていくために、その課題解決に向け、行政当局と議会が知恵を絞り努力することが急務であり、本予算に対して指摘をばあるにしても、反対には至らないというのが私の考えであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案追加日程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出についての一件が提出されました。

この際、議案第二七号を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二七号 馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について

○議長（永田 章君） 日程第二一、議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

○議長（永田 章君） 日程第二一、議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 下川和博君登壇〕

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について、議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書（案）。

西之表市の西方十二キロメートルに位置する馬毛島は、豊かな漁場と美しい景観を有し、太古から種子島と密接に関わってきた「宝の島」である。

平成二十三年六月、政府は地元への事前説明もいまま日米安全保障協議委員会（ツープラス）において、馬毛島を米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の恒久的移転の検討対象にすると明記した日米共同文書を発表した。また、自衛隊施設の整備計画も公表し、防衛副大臣による地元への説明会も開催された。

これを受け、これまで本市議会は基地問題について調査し、防衛省との意見交換も行ってきたが、日米地位協定による弊害、騒音被害や落下物等市民生活への悪影響などの理由から、これまで幾度も

軍事施設を整備することへ強く反対し、また頭越しの政府の対応に抗議してきた。しかし今また政府は馬毛島の大半を所有するタストン・エアポートとの用地交渉に着手し、今月末に終える不動産鑑定を参考に買収額を確定させる動きがある。

平成二十九年一月に実施された市議会議員選挙及び三月の市長選挙の結果、市民が馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設整備計画に反対するという明確な民意が示されたことから、西之表市議会は、馬毛島へのいかなる軍事関連施設の建設に改めて反対する。

よって、政府においては、米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転について、日米安全保障協議委員会（ツープラス）における馬毛島明記を白紙撤回するよう引き続き強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月三十日。

鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について、反対する立場で討論をいたします。

私は、これまで国の計画が国の安全保障の向上並びに日米両国の安保条約に基づく二国間の協力体制の強化及び市民の生活向上はもとより財政再建に向け必ずや寄与するものと確信をし、誘致に向け推進をしている一人でございます。馬毛島にFCLPを誘致し、関連して自衛隊施設建設を強く要望する多くの市民を代表して意見書提出に反対討論をいたします。

国が馬毛島を予定地、候補地の一つとしてしていることを表明してから六年が経過しようとしております。国もこの六年間、防衛省の職員を毎日のように派遣をして計画の必要性等について正確な説明に努めております。おかげさまで、正確な計画内容が理解されつつあります。当たり前のことですが、大変喜ばしい限りでございます。

反対者の多くは、不安だけをおおられたり歪曲した内容を知らされたりして、国の計画を正確に聞いていない人が多いと思っております。国も私どもも正確な情報をしっかりとった態度で市民に提供すべきと思えます。

さて、意見書の内容について、現状とかけ離れた点もございまして、その点を指摘し、異議を申し上げます。

まず、「西之表市の西方十二キロメートルに位置する馬毛島は、豊かな漁場と美しい景観を有し、太古から種子島と密接に関わってきた「宝の島」である」、これはもちろん昔はそうでした。今は全くこういう現状はありません。言葉は悪いですが、今や荒れ放題と言わざるを得ない状況であります。この状況を回帰するのは、一企業にお任せしたままで改善されるとお思いでしょうか。私は、国策で、国の力で再生すべきと考えます。

その次です。「平成二十三年六月、政府は地元への事前説明もなのまま日米安全保障協議委員会（ツープラスツー）において、馬毛島を米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の恒久的移転の検討対象にすると明記した日米共同文書を発表した」とあります。これはもちろんのことですね、外交問題と安全保障問題は国の専管事項であります。よって、計画の段階で住民に知らせる必要はないものとは私は思います。よって、国を批判することは適切ではないと思えます。

それから、後段になります。「平成二十九年一月に実施された市

議会議員選挙及び三月」というような表現があります。ここで、「FCLPの移転及び自衛隊施設整備計画に反対する」という明確な民意が示されたことから」というような表現がありますが、私は、決してこの問題が我々今当選された市議そしてまた市長さんも含めてFCLPだけの当選結果ではないと思っております。結局、この選挙結果をですね、このFCLPの反対意見で民意が明確に示されたという表現は決して当たっていないと。私は、これまでですね、既存の議員に対する拒否反応等もあったり、これまで行政に携わってきた人たちに対する抵抗もあった選挙ではなかったろうかと、そのように受けとめる一人であります。よって、他の政策論も含めた中で選挙が行われたものと、そのように思っております。すなわち、この意見書の内容は実態と乖離している部分がたくさんございます。指摘しておきます。

反対する理由の一つがですね、騒音問題を危惧する人がたくさんいます。これは、御承知のとおり、馬毛島は十二キロメートル離れたところですし、種子島の上空を訓練する計画は示されておりません。ほとんど騒音はないものと、私はそう考えます。

また、治安の悪化を危惧する市民もたくさんいて反対する方もいます。これはタッチ・アンド・ゴーの訓練基地ですので、米軍の常駐は考えられませんし、万が一にも訓練の途中で宿泊の状況が生じたらと仮定しても、種子島まで泳いで渡ってくるようなこともなからうし、そもそも米軍イコール治安悪化というような表現は、同盟

国に対する大変失礼な表現だとも常々思う一人です。

私が特に申し上げたいことは、FCLP事業に関連しての自衛隊施設建設です。自衛隊が常駐することにより、経済効果ははかり知れないと期待をしております。もちろん人口の増加、若者世代、世帯数の増加イコール消費世帯の増加につながります。それにまた、地産地消を義務づけ、一次産業から六次産業までの振興の発展も相期待できると、私は非常に期待をしております。

それから、この事業に関連して、国は、大型災害時または有事を想定した食料備蓄基地等も建設の計画に示されております。これが具現化したならば、著しいこの種子島の一次産業から六次産業の振興、これははかり知れないものがあると、私は期待を大にしております。

何よりも申し上げたいことは、近年の中国の南西諸島周辺での不安定な動きです。加えて尖閣諸島周辺でのスクランブルの発進の多さもあります。一方では、北朝鮮のミサイルの発射、そしてまた韓国の政変などなど、我々を取り巻く地域の安全保障の環境は急激に悪化していると全世界が危惧するところでございます。

最後に、安全保障は国家の根幹です。安全保障なくして国民の安心・安全な生活は確保できません。安全が保障されて初めて国民の生活が成り立つのです。馬毛島事業を実現させて、東洋一豊かな基地をつくって、漁場を再生し、そしてまた一方では観光資源として活用することなどもたくさん夢が膨らんでいる事業でもあります。

財政の再建にも大きく期待ができる事業であります。

以上、反対討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、議案提案書の中には、選挙で示された住民の意思が明確に反対の意思が示されたことが大きい、このことも非常に大きいと思います。

そしてまた、この選挙中、市民の声として、自衛隊を含めて航空機艦載機離着陸訓練施設を馬毛島に建設することは断じて許せない、こういう声が大きくなったことが今回の選挙の結果であり、そしてまた再選挙となった大きな理由の一つは、馬毛島に米軍基地を許さない、そういう市民の声をどういうふうに伝えようか、こういう迷ったことが大きな原因であり、圧倒的に馬毛島に反対する市民の意見が強い、こういうことは否めないと思います。

そしてまた、選挙の争点で馬毛島に米軍基地建設を反対する、これは明らかにマスコミでも報道され、そしてまた市民の認識としても私たち議員の認識としても、馬毛島に米軍基地建設を許さない、こういうことが大きく選挙の期間中語られたと、これが実態ではないかと思っております。

なお、反対討論者の意見の中で、まず、宝の島、今はそうじゃありませんという意見がありましたけれども、現実には私たち島民の中の市民の声として、今も、現在も馬毛島は変わらない、姿形を変えても私たちにとっては宝の島である、そしてまた漁師の皆さんは、私たち、エビやイカやナガラメをとって子供たちを育ててくれた本当に宝の島、恩人の島である、こういうことが市民の大きな声であることを実態として知っていただきたい。

それから、二つ目に、ツープラスツーで明記をされた、このことは住民に必要なということを言われましたけれども、今、日本国では憲法を持っております。国民が主人公の政治を進めていく、これが私たち日本国民の基本的な憲法を守っていく、これが基本で、私たち議員としても憲法を守る、そういう立場で議員におり、そしてまた理事者の皆さんも憲法をかたく守る、そういう約束をしてこの場にいるのではないのでしょうか。

そしてまた、三つ目に、市議選の結果ですね、これは先ほど言いましたが、重大な争点であったと思います。

それから、四つ目に、馬毛島の上空を飛ばない、音がしない、そしてまた治安の悪化は大きな心配し過ぎである、こういうことを言っておりますが、今の沖縄の実態、そしてまた北海道から沖縄まで至るところに自衛隊基地を整備し、そしてまたそこに、九八%の自衛隊基地に米軍が存在し、そして横浜や都会でも米軍基地に対する若い人たちそしてまた高齢者の人たちも含めて命をとられている、

こういう実態をぜひ知っていただきたい、地位協定の問題をもっと勉強していただきたい、このように思います。

それから、食料備蓄基地になる、馬毛島がそういうことにはならないと思います。

日本国民は日米安保条約で守られている、こういうこともおっしゃいましたけれども、今、世界は、日本とアメリカがこういう軍事状況で、軍事の提携で結ばれておりますが、世界では平和的に問題を解決する、テロやそしてまた小さな衝突、戦場となっているような状況、そこは軍事対軍事では解決しないことはもう明らかになっております。そういう中で、平和的に物事を解決しよう、これが世界の流れであります。日本の軍事的な力をさらに強くするということは、ますます日本とアメリカが孤立し緊張を招いていく、こういうことにはほかならないのではないのでしょうか。

そしてまた、最後に、西之表市民の大切な願いは、この種子島の歴史や文化そして今育っている子供や孫たちが今の馬毛島の平和な種子島の平和なまを孫たちに残していきたい、そして大切な文化や歴史を多くの人たちと一緒に共有していきたい。市民の声としてありましたけれども、馬毛島や種子島に自衛隊基地もしくは馬毛島にFCLP基地などができたら、若い人たちはここで子育てをする気にはならない、私たちはこの西之表市から出ていくかもしれない、そういう若い人たちの声も聞いております。決して馬毛島に米軍訓練基地建設することが人口増そして観光には結びつかず、全く逆の

方向にこの地域を持つていくことを大変危惧しております。

ですので、私たちは何としても馬毛島に米軍基地はつくらせない、そしてまたこの種子島にも自衛隊基地をつくらせない、このことを市民の皆さんと一緒に力を合わせて進めていきたい。この議案を提出する賛成の立場から討論を行います。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第二七号、馬毛島への空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書の提出について、意見書提出に賛成の立場で討論いたします。

この意見書は、意見書内容に明記されているとおり、平成二十三年、政府が日米合意文書に馬毛島でのFCLP訓練候補地と明記したことに反対するものです。

騒音被害の実態、飛行ルートの設定、またそれに伴う市民生活への影響などについて、これまで西之表市議会として他の基地の実態調査などを行った結果、大変憂慮すべき実態であると判断しております。

まして、日米地位協定や米軍に係ることであることから、防衛省には説明できる立場ではそもそもないものであり、政府が計画している恒久的施設であれば、その影響も悪影響もまた未来永劫となる

ものと受けとめております。

この意見書提出に反対の御意見の主なものとしては、本市の人口減少また厳しい財政状況などに対して有効な手段であるという趣旨であります。基地に関係する補助金等の制度は、一時的な効果は期待できるものの、産業基盤までも大きくするような長期的なものではなく、さらに人口増加といった部分につきましても、軍事関係者の一時的な増加は確かに認められるものの、一方、例えばこの種子島の美しい自然環境、歴史、馬毛島などの島の魅力に引かれて移住する方たちが果たして大きくこの島に移住してくるのでしょうか。実質的にはその反対ではないかと危惧しております。

他方、国においては、例えば新年度より離島の地域社会の維持を目的とする有人国境離島法が整備され、さまざまな地域活性化事業が今まさに始まろうとしております。軍事施設関係のメリットよりもデメリットが大きいかということも明らかであります。

馬毛島の現状を荒れ放題と、豊かな、宝の島といったことについて反対だという御意見が出ましたけれども、馬毛島では今現在も市が指定している大変すぐれたソテツの群落があり、漁場でもあり、この馬毛島は宝の島であるということ添えて意見書提出に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練、

通称FCLPの訓練移転及び自衛隊施設の整備に反対する意見書、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の再選挙でございましたが、市長選挙において、この馬毛島の問題が争点になったという御意見も多々ございます。私も争点にしなければならぬというふうに思った一人でもございます。そして、新聞報道によりまして、一回目も二回目も七〇%以上がきっかけで反対と民意を示されたというふうに新聞報道がございました。理事者もいらっしゃいます。そして議員の方も入れ替わりの方いらっしゃいます。皆さんこの馬毛島の問題は市民以上に十分承知している方ばかりであります。本当にこれで民意だと思っていられない方も多々いんでしょう。民意が議員の活動や政治活動において、民意ができるんでしょうか。

一番基本的なことを考えていただきたいと思います。なぜ中種子町議会が反対のための熊毛でできた協議会から離脱したのか、南種子町が離脱したのか。公正、中立の立場から町民の皆さんに情報、事実を提供した上で判断を仰ぎたい。民主主義国家でございます。誰かがおっしゃいます。住民が主人公、市民が主人公。本来なら、やはり議会も行政のほうも公正、中立の立場からきっちり情報、事実を伝えた上で、自らの信条、信念は別として、やはり市民、住民の判断を仰ぐのも重要かと思えます。最終的な結論を出すのは市長個人でございましょうし、議会でもあるかと思えますが、やはりここが本場の民意をつくるために一番重要な点かと思うわけでありま

す。

南日本新聞、ほかの報道各社、テレビ報道でもございました。米軍の訓練施設という報道がございました。我々議員は、そして理事者の方も、これが米軍訓練施設のみではないということをご十分承知しているはずであります。

二〇一一年六月十一日に、先ほどから言われております日米安全保障協議委員会（ツープラスツー）、この合意文書が発表されました。在日米軍の再編の進展というタイトルでございます。長い文章でございますが、我々種子島に関係することを抜粋して言いますと、「日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元で説明することとしている。南西地域における防衛態勢の充実の観点から、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のため使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用される」、これが出発点であり原点であります。

私なりに簡単に申し上げます。馬毛島に自衛隊の施設をつくりませう。そこに滑走路も港湾もつくりませう。その自衛隊の施設である滑走路を年に一回から二回米軍に貸し出して、空母艦載機のタッチ・アンド・ゴーの訓練、FCLP訓練に貸し出すという話であります。自衛隊の施設を米軍に訓練のために貸し出すという施設であります。そして、その回数は年に一回から二回。一回につき前後十日間ずつ、準備のため、片づけの期間は必要であります。しかしながら、

実際に我々西之表市民が騒音の被害を受ける可能性がある日数というのは最大十日間にすぎない。これは日本共産党のほうで国会におきまして硫黄島のデータ資料請求いたしております。それも見させていただきました。それを見ましても、そのような結果が出るかと思いません。

そして、一番肝心な点は、賛成討論者、米軍基地というお話をしているらしやいます。日本における米軍基地が新たにできる可能性があるんでしょいか。増設される可能性があるんでしょいか。

沖縄におきまして、新基地増設、普天間の問題を新基地とおっしゃっています。しかしながら、あれは普天間を辺野古のほうに移設するだけのことでございます。新たにつくるわけではございません。そして、沖縄の再編計画の中でも、東部演習場のほうは返還される手はずになっております。返還式は終わりました。そのことによつて、東部訓練場のほう、半分以上が返還され、沖縄県民のものになるわけがあります。そして、辺野古のほうに移設する普天間のほうも、このことによつて、面積もそうですが、海兵隊の人数も減少させる、グアムのほうに移動させるという計画の中でございます。

このようなことを考えますと、日本における米軍、再編をしながら縮小し、グアムのほうに海兵隊を移動させる、その方向の流れにあるわけがあります。このような状況の中で、鹿児島県馬毛島に米軍基地ができたりするんでしょいか。

そして、現在、暫定的にFCLP訓練が行われている硫黄島の現

状も見ていただきたいと思います。厚木基地でやったこともございました。ものすごい騒音、爆音でございます。そのために、国のほうもよくないということで、そして米軍のほうも。東京から硫黄島まで千二百キロメートル離れております。途中に空港がある島もございませぬ。そのことで、FCLP訓練を行うために、米軍パイロットは命がけで訓練に行くわけでありませぬ。そのような現状に甘んじていてきつちり守れるのか。日本という国をですね。太平洋の真ん中にあります硫黄島でございます。

先ほど反対討論者がおっしゃいました中国の状況でございます。そして北朝鮮、今日のテレビ報道でも、NHKでもごらんになったかと思えます。またもや核の実験を行おうとしているわけでありませぬ。話し合いで何とかなるんなら、このような状況にはなっておりませぬ。

国会のほうでは関西の小学校の問題をいろいろと言われておりますが、国会は国会であります。馬毛島は我々西之表市にあるわけでありませぬ。市民にとっても重要な問題、そして国民にとっても県民にとっても重要な問題であります。

そのようなことを考えれば、冒頭に戻りますが、きつちりと、我々の自らの信念、信条に基づいてではなく、やはり市民の皆さんに公平、中立の立場から正しい情報、事実を伝えた上で判断を仰ぎ、その判断に従った決断をしていく、それが行政、議会の務めではないかと思えます。

馬毛島に米軍基地、このような妄言を言うようでは、市民に対する説明責任を果たしていると言えるのかどうか、そう思うわけでありませぬ。米軍基地になるという根拠があるんだったら、いずれの機会に教えていただきたいと思えますが、米軍基地に、可能性としてゼロとは言えないところが問題であります。未来のことはゼロとは言えませぬ。可能性の問題であります。しかしながら、現代の日本の日米関係のことを考えれば、あり得ない、それは理解していただきたいと思えます。

そして、有人国境離島法のお話もありました。有人国境離島法、なぜできたんでしょう。国会議員の有志の中から提案されてきたものでございます。国境に接する離島防衛をきつちりやれよということから始まったことでもあります。今回の馬毛島とも意味合いが重なる部分もあるわけでございます。有人国境離島法、自分に都合がいいように解釈をしていただいている、それが私の思いでございます。

私自身は、この馬毛島の自衛隊施設、自衛隊施設とFCLP訓練施設でございます。国を守る、国民の命を守る、そういった国防の観点からも、さらには地震列島、災害列島に住む、この日本に住む国民の命、さらに我々西之表市民のように、南海トラフによる地震における津波、西海岸では数メートル、東海岸では十数メートルと言われている津波、それにおびえる市民の命を守るためにも、安心・安全な状態で生活をしていただくため、そのような防災の観点

からも自衛隊が馬毛島に必要であると、そういうふう思うわけ
あります。

さらに、このまま行きますと、皆様に覚えていただきたい数字が
ございます。五十、百、二百です。倍、倍になっております。前市
政におきまして約五十億円の借金を減らしました。そのことにより
まして百億円の借金が残っております。しかしながら、五十億円の
借金をつくりましたが、ここ十年近く、平均して毎年二百名近くの
人口が減っている、これが西之表市の現実であります。五十、百、
二百、このような状況の中で、何かをしなければならぬ。

私は、馬毛島を通じて国、国民に貢献することによって、我々の
西之表市、本当に借金に溺れ不安を抱えながら生活している市民、
この市民が一人でも豊かになるよう、そして二十年後、三十年後に
も僕らの孫たち、子供たち、このふるさと西之表市に住んでいける
ように、今、馬毛島の問題もきちっとした情報、事実に基づいて判
断すべきだと思っております。

そして、市長のほうにも、市長になられたばかりでございますか
ら、国、防衛省のお話もまだ十分には聞かれていないかと思いきや
やはり市長の立場として、市民の四年間のかじ取り役であります。
その立場からして、国、防衛省、きつちりと忌憚なく意見交換をし
情報を提供し合う、情報をいただく、そして判断を行っていく、そ
のような作業をしていただけだと思います。

この西之表市、私自身は、本当に僕らの子供たちが出ていくだけ

のふるさと西之表市から帰ってこれる、戻ってこれるふるさとにす
るためにも、議員の皆さんにも馬毛島の問題、いま一度真剣に考え
ていただきたいと思っております。

以上、申し上げまして反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第二七号、馬毛島への米軍空母艦載機
離着陸訓練（FCLP）の移転及び自衛隊施設の整備に反対する意
見書の案について、委員長報告に対して賛成の立場で討論を行いた
いと思っております。

本市議会は、馬毛島に係るこの問題が浮上してから一貫して本案
を採択し続けております。本市議会がこの問題に対して反対である
という姿勢をこれまで内外に示してきました。その姿勢は今も変わ
らないというふうに確信をしております。

さきの市長選挙においても、この問題に反対の意思を表明された
八板新市長が誕生したことは極めて重要なことであり、市長がこの
問題に対し毅然とした対応を期待しております。

今申し上げたように、我々もさきの一月の市議会議員選挙でこの
問題に対する姿勢を報道機関から求められ、各議員が自らの考えを
表明しており、その結果、多数の反対議員が誕生する議会構成とな
っていることは明らかであります。私たちは今回の市議会議員選挙に
臨むに当たり、このFCLPの訓練の問題については自ら考えて判

断して一月の選挙に臨んだはずであります。

米軍のFCLP訓練期間、訓練時間、飛行経路等、日米地位協定のもと、全一〇〇%協定どおり行われているのか、基地を抱える自治体担当職員や基地周辺住民は、そうはなっていないと、約束は守られていないという回答であります。米軍側から言わせれば、変更理由は運用上の問題であります。落下物の事案もあるかもしれませんが、そんな。そういう懸念が出てくるわけです。

FCLPがまさに今回の争点であるということは明白になっているというふうに私は思っております。賛成する方々の御意見の中には、基地交付金が本市の経済活性化の起爆剤になるという声があります。しかしながら、多くの有権者は、そうした交付金に頼らず、自らの力でまちづくりをし、市民生活の向上を目指していくことを選択した結果が今回の市議会議員選挙、市長選挙の結果ではないのかなというふうに考えております。

ただ、人口減対策、基幹産業や観光産業の振興等、それはまさに本市の課題であります。課題は山積しております。そのことについては、当然市政の活性化のもと問題解決は急務でありますし、行政も議会もお互いにその点は十分踏まえた上で市民の声に、要望に応えていかなければならないというふうに思っております。

平成二十三年にこの問題が浮上して、防衛省が、防衛副大臣が本庁に来ました。私も説明を受けましたけれども、昨年、特別委員会が防衛省に出向いて、そしてまた防衛省の職員から今現在のこの問

題に対する現況を伺いましたけれども、私個人の印象としては、六年前の説明と何ら変わっていないという、そういった印象を受けました。

先ほど反対討論者がおっしゃったように、情報の収集、公開は市民に提示をしていかなければなりません。そのことは重々承知をしておりますけれども、しかしながら、私たち議員やそしてまたこの問題に対する反対の市議会議員候補そして八板市長に投票した有権者の気持ちは、明らかにこの問題については今現在反対だという意思のもとに私たちはこの場にいるというふうに考えています。こうした市民の声を踏まえて、本案は採択されるべきものだというふうに考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他

の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任された
いと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに
決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、閉会中の継続審査を議
題といたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会が所管事務調査等に出
向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに
御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会が所管事務調
査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可す
ることに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求め

られていますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成二十九年第一回定例市議会の閉会に当
たりまして御挨拶を申し上げます前に、一言就任の御挨拶をさせて
いただきます。

この三月十九日に実施されました西之表市長選挙において初当選
をさせていただきました八板俊輔でございます。

私に期待されている新しい時代の牽引車としての役割を重く感じ
ながら、御支援いただいた皆様の負託に応えられるよう誠心誠意務
めてまいります。議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を
どうかよろしくお願い申し上げます。

今回の選挙におきまして、市内の各地を回ります中で多くの方々
にお話を伺う機会を得ました。貴重な御意見も伺いながら、解決す
べき課題が山積していることを改めて感じたところでございます。

今議会に提案いたしました予算については骨格予算であります。選
挙期間中頂戴いたしました市民の皆様からの御意見を踏まえて、私
の公約を含めた平成二十九年の取組みについては次回の定例市議
会においてもお示しをさせていただきますので、どうかよろしくお
願い申し上げます。

平成二十九年はまた現在の長期振興計画の最終年度に当たりま
す。平成三十年からの第六次長期振興計画を策定する年にも当た
ります。このため、本市が抱えるさまざまな課題に対する短期的あ

るいは中長期的な取組方針や目指すべき姿、その具体的数値目標、そして検証のあり方も含めて、年間を通じて多くの皆様に御議論をいただき作成してまいります。議員各位を初め、どうか市民の皆様との御理解と御協力をお願い申し上げます。

今回の市長選は、今後の西之表市政を憂い、多くの候補者が立候補いたしました。結果として再選挙となりました。この長い選挙戦の間、為政者である市長の不在が続きました。選挙の後は、速やかに新しい西之表市の創造について全ての市民の皆さんの英知と汗を結集し、協働し、連携していくことで市政の安定を図り、発展の基盤をつくっていくことが急務であると考えております。

この選挙戦の中で争点の一つとなりました馬毛島問題では、基地建设反対を表明する複数の候補者が合計七割を超す得票を得ているところであり、一定の民意が示されたとも言えます。一方、賛成派の根拠でもあります市の経済活性化は全市民の願いでもあります。市民の皆様とそれから地権者そして関係各方面に馬毛島にふさわしい利用法を提案し、実現を目指すことを含め、早急に活性化に資するふさわしい対策を構築していかなければなりません。馬毛島は豊かな自然と歴史を持つ地域の財産であります。この問題に私も誠心誠意力を込めて頑張つてまいります。この問題に私も誠心

人口減少の対策として、農林水産業や商工業その活性化、そして観光交流事業と医療福祉の充実、こうしたさまざまな課題に取り組み、解決方法を探り、さらに生活の基盤となる雇用の確保など、喫

緊の課題に取り組んでいかねばなりません。このためには、たくさんの方々の皆様の御理解をお知恵と力の結集こそが必要だと思っております。どうか皆様の御理解をお願いするところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案等についてでございますが、二十四日間の長期にわたり慎重審議を賜り、全議案可決、御同意いただき、まことにありがとうございました。

審議の過程の中で、予算案において修正審議をいただくなど、十分な精査が不足していたことから御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます、今後さらにチェック体制の見直しを進めてまいります。また、議員の皆様方からいただきました厳しい御意見、御指導については、今後の行政運営にしっかりと生かしてまいりたいと思っております。

また、四月一日から施行されます有人国境離島特別措置法に基づき、航路、航空路の運賃低廉化を初めとする地域社会維持推進交付金については、その効果が広く市民に行き渡り、課題の解決に結びつくような取組みを進めてまいります。

種子島に咲く暖流桜ももう葉桜へと移り変わりつつあります。春は別れと出会いが繰り返される季節でもあります。今月十四日は中学校、二十三日は市内全小学校で卒業式がありました。私も母校榕城小学校の卒業式に出席させていただきました。先生方や保護者の皆さんとともに七十七人の卒業生を送りました。そうして改めてこの子供たちの未来と市の発展に対する責任を痛感いたしました。

間もなく平成二十九年度がスタートいたします。新しい体制で新たな目標に向けてのチャレンジが始まります。私も西之表市長として最初の年度をスタートさせることとなります。何事も前向きに、そして気負わず、諦めず、市民が主役となり、未来に夢と希望の持てる地域づくりを職員と一丸となって取り組んでまいります。重ねてではございますが、議員各位及び市民の皆さんの御理解、御支援を切にお願いするところでございます。

今回の議会は、議員各位にとりましても、定例会としては最初の議会となったわけであります。今後もさらなる御健勝と御活躍を御祈念申し上げて、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会、市長不在という異例のスタートでありましたが、ここに新市長を迎え、最終本会議が議員、理事者各位の御協力のもと全ての日程を終えることができました。心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会において、平成二十九年度一般会計当初予算総額九十億六千万円が可決されたことは御案内のとおりであります。今回の予算は市長不在の中での骨格予算であり、義務的経費を含む継続事業が主なものであります。その中に、有人国境離島法に係る

事業を組み入れていただいたことは評価するものであります。将来の本市の展望を示しながら、計画に沿ってさらなる行政運営を望むものであります。

今回の六月定例会においては、八板市長の所信表明、政策的な事業が示されると思います。行政の役割、議会の役割、目指すところは一つであります。市民一人一人が幸せを感じるまちづくりを目指していただきたいと思うところであります。

さて、野や山は新緑を増し、春の息吹を感じる今日このごろ、本年度をもって退職をなされる美園会計管理者、前田財産監理課長、濱上建設課長、中村教育委員会総務課長、能野熊毛地区消防組合消防長ほか退職される職員の皆様方、長い間御苦勞さまでございました。これまでの業績に対して敬意と感謝を申し上げます。今後は、一市民として市政発展のためにこれまで以上に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。今後の皆様方の御健勝を心よりお祈りを申し上げます。

最後に、議員、理事者の皆様方におかれましても、体調管理にはくれぐれも御自愛をいただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会に当たり、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十九年第一回西之表市議会定例会を閉会いたします。

まことにお疲れさまでございました。

午後二時三十四分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

三 番 議 員

五 番 議 員